子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について ~「地域教育プラットフォーム」構想を推進するための教育行政の役割~ 答 申

平成17年1月 東京都生涯学習審議会

目 次

はじめに	1
第1章 子ども・若者を取り巻く現状	
1 新しい社会システムの構築と教育改革	2
2 子ども・若者の現状	2
3 国における教育改革の動向	3
第2章 子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策の基本枠組み	
1 子ども・若者の「次代を担う力」をいかにして育むか	5
2 都教育委員会が今後進めるべき教育施策の基本枠組み	7
第3章 学校・家庭・地域の教育力の再構築を目指した教育施策のあり方	
1 施策の基本的考え方	8
(1) 家庭教育支援施策	
(2) 学校教育支援施策	
(3) 学校外教育施策	
2 地域 (エリア) を舞台に学校・家庭・地域の教育力を再構築する	14
3 学校·家庭・地域の教育力を再構築するしくみづくり	
(1) 都教育委員会におけるこれまでの取組	
ア 地域教育サポート・ネット事業の到達点と課題	
イ 地域教育サポート・ネットのしくみを生かした家庭教育力向上促進事業	
(2) 地域教育プラットフォーム~学校・家庭・地域の教育力を再構築するためのしくみ~	
ア 「地域(エリア)」の範囲をどのように設定するか	
イ 地域教育プラットフォーム	
③ 複数の中学校区を「地域(エリア)」の基本単位にした地域教育プラットフォームの具	体像
第4章 地域教育プラットフォームづくりを進めていくための教育行政のあり方	
1 これからの教育行政の役割と地域教育総合計画づくりの必要性 ····································	25
2 地域教育総合計画づくりを進めるための教育行政のあり方	····· 25
(1) 区市町村教育委員会の役割	20
(2) 都教育委員会に求められる役割	
ア 区市町村教育委員会に対し教育行政の新たな施策枠組みを示す	
イ 先導的施策の実施	
(ア)企業・大学等が有する専門的教育力を社会資源として活用するためのしくみづくじ)
(イ)地域教育プラットフォームづくりに向けた支援及び助言	,
(3) 都社会教育主事が果たすべき役割	
ア 都社会教育主事の新しい職務	
イ 都社会教育主事の資質・能力の向上	
おわりに	34
◆ ★次则	٥٢

はじめに

本審議会は、平成15年5月27日に東京都教育委員会から諮問を受け、「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方」についての審議を進めてきた。平成16年7月には中間のまとめを出すことを通じ、広く都民や区市町村教育委員会、社会教育及び学校教育関係者等の意見交換を図り、答申づくりの作業に取り組んできたところである。

最近の度重なる少年犯罪の凶悪化やいじめ、不登校の問題、そして、「フリーター」の増加や「ニート」(職にも就いていず、学校機関にも所属していず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない若者)問題等子ども・若者をめぐる様々な問題は、非常に憂慮すべき状況である。こうした状況を生み出した背景として家庭の教育力の低下や地域の教育力の低下といった問題が指摘されており、教育改革を進めることが喫緊の課題となっている。

平成 12 年 12 月の「教育改革国民会議報告」を受け、文部科学省は平成 13 年 1 月に「21 世紀教育新生プラン」を策定するとともに、中央教育審議会を通じて様々な形で教育改革の提言を行ってきている。中でも平成 13 年 7 月に社会教育法と学校教育法が改正されたことは、本審議会の審議事項との関係に大きな影響を与えた。

社会教育行政は、これまで学校教育以外の教育を所掌するものであると考えられ、学校教育と一線を画しながら活動を展開してきた。しかし、この法改正により社会教育は学校教育と密接な関係にあることが示され、教育行政の総合的な見地からの施策実施が期待されることとなった。

中間のまとめでは、学校教育と軌を一にした社会教育施策の展開といった観点から「地域教育プラットフォーム」構想を提案した。本答申では、この「地域教育プラットフォーム」構想を進めていくための教育行政のあり方に焦点を当てて議論を行ってきた。

現在、国の中央教育審議会でも、地方分権時代における教育委員会制度のあり方が審議されているところである。地方分権が進めば進むほど、それぞれの地域の特性に応じた多様な教育施策の展開が期待されるところである。地域の独創性を生かすためのしくみが本審議会が提案する「地域教育プラットフォーム」である。この答申を機に都内全域で学校・家庭・地域の協働に向けた取組が進んでいけば幸いである。

第1章 子ども・若者を取り巻く現状

1 新しい社会システムの構築と教育改革

日本社会は、今、大きな転換期を迎えている。グローバル化・IT化といった国際社会の動きの中にあって、本格的な少子社会の段階に入った日本は、将来の見通しがつかない不透明な状況の中で、活力を取り戻せないでいる。

こうした停滞感を払しょくするためには、既存の社会システムを根本的に見直し、新たな枠組 みを示す「社会の構造改革」が迫られている。

教育現場では、1960・70年代の受験競争の激化にはじまり、70年代の校内暴力、80年代のいじめの多発、90年代の不登校児童・生徒の増加、90年代後半の学級指導が困難なクラスの増加、さらには多様な学力観と学力低下問題など、様々な課題が噴出するなど、教育にかかわる問題は国民の大きな関心の一つとなっており、これまでも中央教育審議会をはじめとした様々な機関から多くの提言がなされてきた。

現在進められている教育改革の主な焦点は「新しい社会を創造する人材の育成」にあり、教育界のみならず、経済界等からも大きな関心が寄せられている。 ,

1 例えば、内閣府「人間力戦略研究会報告書」(平成 15 年4月)や、経済同友会「若者が自立できる日本へ」(平成 15 年4月) 若年者の雇用を考える会(社会経済生産性本部)「若者に希望と誇りをもてる職業を(最終報告)」(平成 16 年5月)などがある。

「教育」言い換えれば「子ども・若者の育成」は、新しい社会システムを支える担い手づくり の問題であり、将来の日本社会のありようを規定する重要な課題であると言える。

2 子ども・若者の現状

次代を担う子ども・若者の現状はどうなっているのかについて押さえておきたい。

内閣府「人間力戦略研究会報告書」(平成15年4月)においては、「我が国の若年層において、 人間力とりわけ学習意欲や就業意欲が『低下』している可能性が高い。」という指摘がなされ ている。

東京都教育委員会が平成 16 年 4 月に策定した「東京都教育ビジョン」によれば、「今日の子どもたちは、規範意識、公共心、学ぶ意欲の低下や忍耐力の不足などが指摘されている。また、大人になりたがらない子どもや、将来への夢や希望を描けない子どもが増加し、社会への参画意識も希薄になり、なかなか社会人として自立できない若者が多くなってきている」と子ども・若者の現状を指摘している。

一方で、子ども・若者を「一人前」に育て上げていく役割を担っている学校・家庭・地域社会

においても、様々な問題が生じている。

学校においては、いわゆる「不登校」や「いじめ」、「学級崩壊」などの問題は依然として深刻な状況にあり、教員の意識や学校の体質が社会の変化に柔軟に対応できていないという指摘がある。また、家庭や地域社会の教育力が低下する一方、学校教育の役割が増大し、学校は過度な期待を背負わされてしまっているという状況がある。

家庭においては、「核家族化」や「一人っ子の増加など兄弟数の減少による家族の少人数化」といった家族形態の変化の下で、基本的生活習慣の形成が十分になされていないといった問題や家庭において子どもの社会性が育ちにくいという問題等、家庭の教育力が低下しているのではないかという指摘がなされている。

近年における地域社会の結びつきの希薄化は、子ども・若者のコミュニティ活動や社会への参加の意識を低下させるという結果を招いている。ボランティア活動や非営利組織(NPO)活動への関心はそれなりには高まってきてはいるものの、実際の参加は一部の若者に限られているという状況もある。

産業界からは、しつけの不十分さ(言葉遣いや礼儀を知らないなど)、学力の低さ、職業意識、 職業定着率の低さなど、新規学卒者の職業人としての質の低下を指摘する声もある。

NHK放送文化研究所が平成 14(2002)年に行った「中学生・高校生の生活と意識調査」によれば、「早く大人になりたいとは思わない」と回答した中学生・高校生が約6割に及ぶという。その理由として挙げられているのは、中学生・高校生とも「子どもでいる方が楽だから」、「大人になることが何となく不安だから」、「大人になったら仕事や家のことをちゃんとやっていける自信がないから」という理由である。世界を舞台にめざましい活躍をみせる若者を輩出する一方で、先行き不透明な社会の中で、明確な将来の目標やビジョンを描けずにいる子ども・若者が多いというのが現状である。

3 国における教育改革の動向

これらの課題に対応するため、国は「教育改革」を急ピッチで進めている。中でも、本審議会の諮問事項との関係で押さえておくべき答申等は、以下に挙げるものである。

中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」(平成8年7月)

中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(平成10年9月) 教育改革国民会議「教育改革国民会議報告 教育を変える17の提案 」(平成12年12月)

これらの答申等では、主として学校教育システムの改革が論じられてきた。その焦点は社会からの新しい要請っをいかに学校教育に反映させるかということにあった。

- 2 学校教育改革として提案されたのは以下の事項である。
 - ・「生きる力」を育成するという観点から横断的・総合的な学習(「総合的な学習の時間」)の推進や体験学習の重視
 - ・教育内容の厳選と基礎・基本の徹底
 - ・開かれた学校づくり
 - ・学校外の社会人の活用
 - ・教員の資質や能力の向上

また、教育委員会の役割についても、「教育委員会と学校の関係のあり方」や「地域の教育機能の向上と地域コミュニティの育成」の視点から見直すべきという提言がなされている。 3

- 3 教育委員会のあり方について提起されたのは以下の事項である。
 - ・教育委員会と学校の関係の見直しと学校裁量権限の拡大
 - ・地域住民の学校運営への参画
 - ・地域の教育機能の向上
 - ・家庭教育への支援
 - ・学校の教育活動への地域の活力の導入、活用

ここで押さえておくべきことは、現在進行中の教育改革は、従来型の教育システムの根本的転換を視野に入れたものであるということである。教育行政をつかさどる教育委員会においては、 これらの答申の趣旨を十分に踏まえた施策実施が期待されている。

第2章 子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策の基本枠組み

1 子ども・若者の「次代を担う力」をいかにして育むか

第1章で指摘したように、変化が激しく、将来の見通しをたてることが難しい社会の中にあって、「次代を担う力」をいかにして育むかが課題となっている。

「次代を担う力」をどうとらえるか、ということについては平成8年7月の中央教育審議会答申で提起された「生きる力」 $_4$ 以降、他省庁や経済界など多様な分野からの見解 $_5$ が示されてきた。

- 4 平成8年7月の中央教育審議会答申において、「生きる力」とは、"人間としての実践的力"であり、具体的には「よりよく問題を解決する資質や能力」、「豊かな人間性」、「健康や体力」といった視点からとらえている。
- 5 例えば内閣府「人間力戦略研究会報告書」(平成15年4月)における「人間力」の定義は、「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」としている。

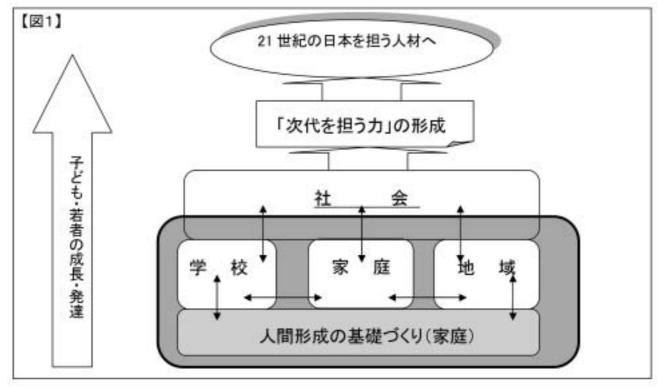
都教育委員会においても「教育目標」に、

- ・「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」
- ・「社会の一員として、社会に貢献しようとする人間」
- ・「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間」

を示し、子どもたちの育成に取り組んでいる。。

6 この教育目標は、平成 16 年 4 月に都教育委員会が策定した「東京都教育ビジョン」においても、21 世紀を担う人間の基本的な像という形で位置付けられている。

このように様々な形で提起されてきた子ども・若者の「次代を担う力」はいかにして形成され うるかについて、本審議会では【図1】のように整理を試みた。



「次代を担う力」の形成において、第一に重要なのは「人間形成の基礎づくり」である。いうなれば、この世に生を受けた子どもが「ひと」として育っていくための土台づくりである。これは主に家庭教育を通じて培われるものである。最近では子どもの教育というと、才能を伸ばすことのみを目的とした「早期教育」ばかりに目が向く傾向が強いが、乳幼児期にしっかりと人間形成の基礎を築くということの重要性を再認識する必要がある。

乳幼児期における家庭教育や身近な大人たちとのふれあいを通じて「人間形成の基礎づくり」がなされ、学齢期に入ると子どもたちは学校教育の場で社会の中で生きていくために必要な知力、体力、道徳心、人間関係の基礎を身に付けるとともに、地域社会における様々な体験(集団遊び、自然体験、ボランティア体験、スポーツ体験など)や多くの人とのコミュニケーションを通じて行われる教育や発達段階に応じて行われる家庭教育を経ながら成長を遂げる。

このように家庭教育、学校教育、地域社会における教育を通じて培われた力を基にして、青年期に入ると一人の成人としての自覚が芽生えはじめ、主体的に社会(さらには国際社会)とのかかわりを持つようになっていく。

2 都教育委員会が今後進めるべき教育施策の基本枠組み

子ども・若者の「次代を担う力」が先述のプロセスを経て形成されていくものと考えるならば、「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標」(教育基本法第10条第2項)とする教育行政は、一体どのような役割を果たすべきかを明らかにしておく必要がある。

平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」においては、「子供たちの教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要」であると述べている。

この考え方は、教育の分野では以前から指摘されていたことであった。しかし、家庭や地域社会の教育力が低下してきたことと反する形で、子どもたちの育成において、学校教育が過度な役割期待を背負わされる結果となった。

学校が本来有する機能を発揮するためには、家庭や地域社会における教育がその役割を自覚し、 学校教育と適切な役割分担を行いうる環境を醸成していく必要があることは言うまでもない。 しかし、従来家庭における教育や地域社会における教育というものは計画的・組織的に営まれ る公教育としての学校教育とは違い、いわば「私的領域」₇の中で非計画的に展開されるとい う性質(教育の私事性)を有しているため、適切な役割分担がなされてこなかったという経緯 があった。

7 ここで言う「私的領域」とは、主として行政が担う公教育「制度」としての学校教育と対比して、民間をベースにした教育活動が展開されるという意味合いで使用している。

「教育の私事性」を基に行われていた家庭や地域社会の教育力をいかにして「計画(目的)的」なものに転化させることができるのかということに、都教育委員会が進めるべき教育施策の基本枠組みづくりの課題を設定すべきである。

これからの都教育委員会が実施する教育施策の方向性を示すと、以下のようになる。

教育施策の再編成(つまり、子ども・若者を中心に据え、学校教育と社会教育との連携・融合)の視点に立ち、

「学校・家庭・地域が協働するしくみづくり」を目指す。

これに基づき、都教育委員会が取り組むべき社会教育施策の方向を以下に示す。

- (1) 都教育委員会が行う社会教育施策の重点を「子ども・若者」におく。
- (2) 学校教育と軌を一にした社会教育行政を推進する。 それに伴い、
- (3) 子ども・若者を中心に据えた社会教育施策は、
 - · 「家庭教育支援施策」
 - 「学校教育支援施策」
 - 「学校外教育施策」 の3方向から実施していく。

第3章 学校・家庭・地域の教育力の再構築を目指した教育施策のあり方

1 施策の基本的考え方

(1) 家庭教育支援施策

家庭は、子どもが親や家族との愛情によるきずなを形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理 観、自立心などを身に付けていく場である。その家庭において行われる教育は、子どもが一人 の人間として生きていくための基礎的な資質や能力を培う、いわば人間形成の基礎を作る役割 を担っている。

近年の子ども・若者の様々な問題行動の背景には、家庭教育のあり方が密接に関係しているという指摘がなされており、家庭の教育力を高めていくことが重要な課題となっている。

これからの家庭教育のあり方を考えていく上で忘れてならないことは、「少子社会」という前提条件₈の下で家庭教育が営まれているという事実である。

8 東京都の合計特殊出生率は、1.00(平成15年人口動態統計)となっている。

平成 12 年 4 月に中央教育審議会が出した報告「少子化と教育について」によれば、少子化が子どもの教育に及ぼす影響として、 子ども同士の切磋琢磨(せっさたくま)の機会が減少すること、 親の子どもに対する過保護・過干渉を招きやすくなること、 子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になること、 学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動やその他の活動(学校行事や部活動、地域における伝統行事等)が成立しにくくなること、 よい意味での競争心が希薄になること、などが考えられるとしている。

少子化が子どもの成長のみならず、今後の社会経済のあり方に大きな影響を及ぼすという問題意識の下で、児童福祉・子育て支援行政の分野では、平成6年12月のいわゆる「エンゼルプラン」(「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」)の策定から平成15年7月の次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法の制定に至る一連の流れの中で、国・自治体・企業等が一体となって「すべての子育て家庭への支援」という観点から急速に進行する少子化の動きに歯止めをかけようと様々な取組を進めているところである。

教育の分野でも、平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」以降、家庭教育の重要性についての指摘がなされ、平成13年7月には社会教育法が改正され、地方公共団体の任務として新たに「家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮」という条文(社会教育法第3条第2項)が盛り込まれ、家庭教育に関する学習機会の提供と奨励が教育委員会の事務として明記(同法第5条第7項)されることとなった。

これらの動きに基づいて家庭教育支援施策の考え方を示すと、以下のようになる。

家庭教育支援施策の考え方

すべての家庭が教育力を向上させる(「親が親としての力を身に付ける $_9$ 」) ことを目指し、教育行政が積極的に家庭教育支援施策を展開していく。 $_{10}$

- 9 本答申において「親」という表記を使用する場合は、保護者又はそれに準ずる人の総称として用いる。
- 10 これまでの教育行政における家庭教育支援の取組は、主に社会教育施設や学校などを会場に実施される「家庭教育学級・講座」を中心に行われてきた。しかし、これまでの取組では 意欲があり、(学級・講座に)参加できる条件がある人にしか参加対象を設定してこなかった、 普及啓発や学習機会の提供といったいわば奨励的な方法にとどまっていたなどの問題点があり、すべての親たちを対象にした有効な解決策を提示できないでいた。

(2) 学校教育支援施策

これまでの社会教育は、「学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、・・・」(社会教育法第2条)の考え方の下で施策が実施されてきた。

平成8年7月の中央教育審議会答申において、子どもを教育するに当たって、学校・家庭・地域社会がそれぞれ適切な役割を果たしつつ、相互に連携して行われることの重要性が指摘され、学校においては「開かれた学校」というコンセプトの下、「地域の人々を非常勤講師として採用したり、あるいは、地域の人々や保護者に学校ボランティアとして協力してもらうなどの努力を一層すべき」であるとの提言があった。加えて、同答申では子どもたちの「生きる力」を育んでいくために、地域社会の力を活用しつつ横断的・総合的な指導を行う「総合的な学習の時間」の設定も併せて提起された。

11 この答申は「総合的な学習の時間」の新設などを含む教育課程の実施(学習指導要領の第6次改訂、平成10年度告示、 平成14年度から施行)や小・中・高等学校における特別免許状や非常勤講師制度の活用、外国語指導助手(ALT) スクールカウンセラーや心の教育相談員など、学校外の社会人の活用の促進や学校支援ボランティアなど地域住民の学校参加といった形で施策化されている。

それとほぼ同時期 (平成8年4月)に出された国の生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では、「学社融合」 $_{12}$ という概念が提起された。これは学校側が地域住民の力を借りた学校運営を進めること、そして地域住民の側が主体的に学校の教育活動への貢献を図るという双方向の取組による学校と地域の連携を進めることを目指したものである。

12 「学社融合」とは、「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこう」という考え方。

「総合的な学習の時間」の学校教育への導入をきっかけに地域社会の力を活用することが必要であるという認識が学校教育関係者に芽生えてきた。しかし、学校教育において外部の人材の効果的活用が図られているとは必ずしも言い難い状況がある。

その理由としては、次々と押し寄せてくる教育改革の波への対応に学校が追われ、教員の多忙感・負担感が増大していること、学校内部に外部の資源を計画的に活用するための組織体制や ノウハウが確立できていないという問題が挙げられる。

一方、学校を支援しようとする地域側からの働きかけについても問題がないわけではない。学校教育における「総合的な学習の時間」の導入をきっかけに、地域で様々な生涯学習・社会教育活動を展開するグループの方々から学校教育活動への支援を希望する声が高まってきた。しかし、そういった地域の方々の意欲にもかかわらず、学校との連携が進んできているとは言えない状況がある。地域の側からは「学校の閉鎖性」を批判する声も少なくはないが、学校側の立場からみれば、地域側からの提案が当該学校の経営方針や教育課程に合致したものとなっていないなど、必ずしも学校が受け入れやすいものになっていないという問題もある。

このように学校側(需要者)と地域側(供給者)の間で様々なミスマッチが生じており、この ミスマッチを解消し、学校側が外部の人材を活用しやすい条件整備を図ることを通じ、学校教育の内容を豊かにすることを目指すというのが、我々が提案する「学校教育支援施策」の基本 的なねらいである。

学校教育支援施策の考え方を整理すると、以下のようになる。

学校教育支援施策の考え方

地域や地域を超えた外部(企業・大学・NPO等)の教育力を学校教育へスムーズに導入する。

学校教育支援施策は、あくまで学校のニーズや教育課程に基づき展開されることが基本である。つまり、学校側の主体的な 取組を地域の側が支援することであり、地域の側のニーズを一 方的に押し付けないよう配慮する必要がある。

平成 13 年 7 月には、社会教育法が改正され、第 3 条 (国及び地方公共団体の任務)第 2 項に「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに・・・・」という項目が新たに盛り込まれた。

同時期に学校教育法も改正され、第 18 条の 2 (児童の体験活動の充実)として「児童の体験的な学習活動(中略)の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」という新たな規定がなされたことは非常に重要な事項であった。

なぜなら、これまで「学社連携」、「学社融合」というような呼びかけがなされてはきたが、その呼びかけの多くは主として社会教育の側からのアプローチによるもので、それが学校教育に 浸透したとは言い難い状況があったからである。 これらの法改正で、法的に社会教育行政による「学校教育支援」の根拠が明確に位置付けられたことで、積極的に学校教育へアプローチすることが可能となった。

しかし、都内の多くの区市町村の社会教育行政の状況をみると、まだまだこの法改正の趣旨を十分に理解しない自治体も少なくない。都教育委員会においては、社会教育行政における「学校教育支援」の位置付けの明確化を図り、区市町村教育委員会に対してもその施策を普及させていくための先導的な役割が期待されている。

(3) 学校外教育施策

平成 14 年度から始まった学校週 5 日制の完全実施や新たな教育課程の導入に伴い、子ども・若者が地域において過ごす時間が増大した。

子どもたちにとって地域における体験活動の持つ意味は非常に大きい。「遊び」を通じた様々な体験、自然体験、ボランティア活動をはじめとする社会体験等を通じ、子どもたちは他人に共感することや自分自身がかけがえのない存在であること、社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識を自然と身に付けていくことができる。また、多くの大人や社会の現実にふれることで、広く物事への関心を深め、問題を発見したり、困難に挑戦しそれを克服する経験を積み、人との信頼関係を体得することができるようになる。また、これらの体験を経ることでコミュニケーション能力が培われるとともに、学ぶ意欲や思考力、判断力などを総合的に高めることにつながっていくのである。

地域における体験活動は、あくまでも子ども・若者の自主性・自発性に基づいて行われるところに特徴があり、この自主性・自発性の延長線上に、子ども・若者が社会の有為な形成者になるための「社会性」や「豊かな人間性」の獲得がなされていくのである。

しかし、急激な社会構造の変化は、地域における子どもの自主的な体験活動の機会を奪う結果を招いた。ひと昔前の子どもたちの生活では学校から帰ったら、地域の中で集団遊びをすることが生活習慣化されていたが、少子社会化、都市化の進行による地域社会の崩壊や子どもの生活空間の劣悪化、「塾」をはじめとした教育産業の発展、コンピューターゲームや携帯電話など情報機器の(子どもへの)普及などにより、時間に追われながら生活を送ることを余儀なくされる子どもたちへと変ぼうしていった。

加えて、いじめ・不登校・引きこもり・暴力行為・少年犯罪の凶悪化など子ども・若者をめぐる深刻な問題は後を絶たず、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の欠如などの問題も指摘されている。

これらからもわかるように、今日では必ずしも子ども・若者たちの自主性・自発性にばかりに 依拠していられないという状況がある。 今、必要なことは社会教育が学校教育と「子ども・若者の育成観を共有」した上で、相互の特性を生かし、学校内外を通じ、子ども・若者の自主性・自発性を喚起していく教育活動や場づくりを展開していくことである。

そこで、地域において行われる子ども・若者を対象とした教育活動を、本審議会においては「学校外教育」施策 $_{13}$ という呼称を用いることで、その活動内容が学校教育との連携の視点を持って目的的・計画的に展開されるべきこと $_{14}$ を提案したい。

13 学校外教育(out of schooleducation)の用語は、国際的にはユネスコ関係の文書で使用されているが、その場合は、 広く成人教育や青少年活動(adult education and youth activities)を意味しており、子どもの学校外での教育のみ に限定されない。(『教育法学辞典』 学陽書房 1993年)

ただし、本審議会において、「学校外教育」という用語を使用する場合には、子ども・若者を対象とした学校外の場に おける教育活動を総称する用語として限定的に使用することとする。

14 イギリスやアメリカなどの取組では、学校教育が社会体験の機会を提供することを通じて、子ども・若者の自主性・ 自発性を促すきっかけづくりを行っている事例がある。これは学校外教育と学校教育が有機的連携を図ることの必要性 を示す好例である。

イギリスにおいては小・中・高校生を対象とした活動プログラム「シチズンシップ教育」といった事例がある。

シチズンシップ教育の定義:社会的・道義的責任 (social and moral responsibility)

「生徒の精神的、社会的、文化的成長を促進し、学校のクラスにおいてもクラスを 超えた場でも、より自尊心と責任感のある人間に育成する」

2002 年 9 月から 11~16 歳の中等教育においてシチズンシップ教育が必修化されることが、ナショナルカリキュラムの中で規定された。5~11 歳の初等教育では独立教科としては必修とはしないものの、各教科にその内容を組み入れ、充実を図ることが決まった。今後は各学校ごとにシチズンシップ教育が推進され、その中でコミュニティ・サービスの体験学習が用いられていくことが見込まれている。しかし、イギリスでは教育課程における学校や教師の自由裁量度が大きく、ナショナルカリキュラムに強制力はあまりないため、どの程度の時間をかけてどのようにシチズンシップ教育を実施するかは現場の裁量に負うところが大きい。(中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」、平成14年7月より)

アメリカにおいては「サービス・ラーニング」という制度がある。

サービス・ラーニングは、コミュニティ・サービスと教科学習をつなげ、アカデミックな学問を学ぶ社会貢献型の体験学習である。地域のニーズを満たすこと、アカデミックな学問としてサービスをカリキュラムに取り込むこと、生徒が考え、振り返る時間を持つこと、クラスや学校を超えた地域と連動した学習の展開があること、他人を思いやりいたわる感性を養うこと、といった五つの要素が含まれることが重要だとされる。

サービス・ラーニングに関する法律として 1993 年 5 月に成立した「国家及びコミュニティに対するサービス委員 託法」があるが、 生徒が十分に組織化され、コミュニティのサービスに基づいた活動への積極的な参加を通じて 学習し発達するための一つの方法であること、 小・中・高等学校、コミュニティ・サービスプログラム及びコミュニティと協働で行われるものであること、 市民の責任感の育成を資するものであること、 学校カリキュラム 等の一環として行われるものであること、 参加者が活動経験について振り返りをするために決められた時間を確保すること等が、サービス・ラーニングに関する定義として明示されている。

本審議会においては、学校外教育施策の考え方を以下のように整理する。

学校外教育施策の考え方

地域における子ども・若者に対する教育活動を学校教育との目的的・計画的な連携の下に展開していく。

学校外教育は、「地域 (エリア)」単位で学校と地域が子ども・若者 の育成観を共有しながら展開されるものである。また、学校より学校 外で取り組んだ方がより効果的な様々な体験活動の機会を提供する。

2 地域(エリア)を舞台に学校・家庭・地域の教育力を再構築する

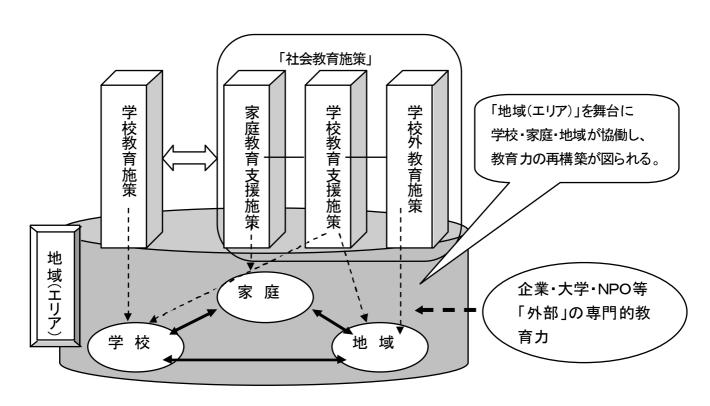
かつて地域共同体が存在していた時代には、子どもは親だけが育てるものではなく「世間が育てるものである」と当たり前のように考えられていた。子どもたちは、地域社会の中で大人たちの生活に触れ、そして様々な行事に参加することを通じて、生産・消費・文化・日常の生活習慣などを自然と体得していくことができた。

親以外の大人たちや年齢の異なる友人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験等を積み重ねることを通じ、共同作業や共同生活を営む社会性や他者の個性を尊重すること、さらには、新しいことを学ぼうとする意欲や興味・関心などを身に付けていくところに地域社会の教育機能があった。しかし、現在ではその地域社会の教育機能が低下していると言われている。

これに対し「地域社会の教育力」を回復・再生すべきという指摘が多くなされてきているところであるが、旧来あった地域の教育機能をそのまま取り戻すという観点ではなく、本審議会では、子ども・若者の育成のために、地域(エリア)を舞台に学校・家庭・地域の教育力を「再構築」するという観点に立って教育施策のあり方を提言することとしたい。

【図2】に地域(エリア)を舞台とした教育施策の展開イメージを示した。この図をみてもわかるように、地域(エリア)を舞台に「家庭教育支援施策」、「学校教育支援施策」、「学校外教育施策」の融合が図られ、それらが学校教育施策と一体的に展開していくことを通じて、学校・家庭・地域の協働のしくみづくりを進めていくというのが施策の基本的な立場となる。

【図2】 地域(エリア)を舞台とした教育施策展開のイメージ図



- 3 学校・家庭・地域の教育力を再構築するしくみづくり
- (1) 都教育委員会におけるこれまでの取組

ア 地域教育サポート・ネット事業の到達点と課題

第4期東京都生涯学習審議会答申において「地域教育サポート・ネット」構想を提案した。これは、学校・家庭・地域が一体となり地域の公共性を高めるコミュニティ活動を通じ、大人自身の自己実現と子どもの成長・発達を結びつけることを目指していた。

この答申を受け、都教育委員会は「地域教育サポート・ネット」事業を施策化した。この事業は、平成 14 年度から導入された新しい教育課程の効果的実施が図られることを目指し、おおむね中学校区レベルの圏域において、地域住民が主体となって行う学校教育支援活動のモデルに対する補助事業であった(補助期間:平成 14~16 年度、補助地区数:5 区市)。

従来型のモデル事業は、画一的な事業枠組みを提示し、それにかなったものに対する補助という形式で行ってきたが、この事業では「地域住民が主体となって取り組む学校教育支援活動」という形でのアウトラインを示すにとどめ、「地域特性」を踏まえた多様で特色ある活動が展開されることを企図していた。

モデル地区の選定に当たっても5地区の違いが明確になるように配慮した。それは、他の区市 町村が自らの地域で「地域教育サポート・ネット」事業を実施していく場合の比較検討が可能 になるような選択肢を提示することに重きを置いたからにほかならない。

15 地域教育サポート・ネット事業 モデル地区(杉並区・板橋区・足立区・立川市・小平市)における主な取組例

「総合的な学習の時間」への支援:地域人材の発掘・派遣・紹介、企業やNPO等の外部の社会資源を活用した教育プログラムの提供

「職場体験」先の開拓:生徒のニーズに基づいた多様な職場体験先の開拓、体験先との調整

「学校サポーター・学校支援ボランティアの養成」: 図書館ボランティア、学習支援者、クラブ活動の指導者などの 養成、研修

子どもたちを対象とした様々な体験活動の企画:地域と学校が一体となった「地域防災教育」活動、地域の高齢者を 招いた「伝承遊び」の企画など

平成 16 年度に入り、この事業は 3 年目を迎えているが、これに呼応するように都内各地で地域住民による学校教育支援活動の胎動が見られるようになった。

16 都内各地で展開される学校教育支援活動の取組例

新宿区:「地域教育コーディネーター」を中学校に配置(平成16年度~)

江東区:青年会議所による「KOTO寺子屋」(外部社会人講師を招いた授業の企画)(平成14年度~)

世田谷区:学校教育のコーディネート組織が発足、学校教育支援活動を開始(平成16年度~)

渋谷区:子どもの居場所づくりを行っている地域住民たちによる学校教育支援活動の展開(平成14年度~)

三鷹市: 学校支援NPOの設立(平成15年度~)

などがある。

現時点で「地域教育サポート・ネット」事業の到達点と課題を整理すると、以下のようになる。

[到達点]

地域社会の持つ教育力・地域住民が有する教育資源を効果的に学校教育に導入していく 上で、有効なしくみであることが実証された。

中でも「コーディネーター」が重要な役割を果たすことがわかった。この事業は「開かれた学校づくり」を地域の側から誘発するという結果にもつながった。

[課題] 「地域の教育力」を総体として高めるしくみとしては十分に機能しきれていない。 地域を超えた外部(企業・大学・NPO)の教育力の導入という点まで広がっていない。 個々の学校への支援が中心となってしまっている。

学校の教育課程とのすり合わせが十分にできていないケースがある。

学校外教育活動の視点に乏しい。

問題行動や心の問題を抱える子どもたちへのアプローチが不十分である。

コーディネーターの養成、スキルアップの方法が明確になっていない。

イ 地域教育サポート・ネットのしくみを生かした家庭教育力向上促進事業

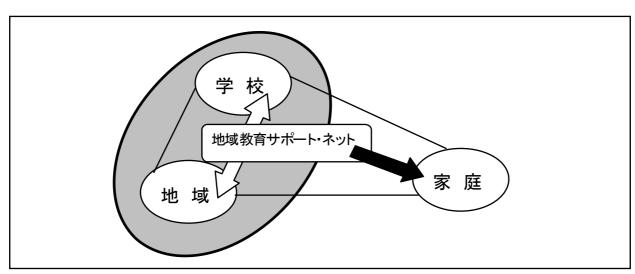
先ほど家庭教育支援施策の考え方について「すべての家庭が教育力を向上させることを目指す」と述べたが、これをどのような形で施策化するかということが都の社会教育行政の中でも大きな課題となっていた。

平成 16 年 3 月に中央教育審議会生涯学習分科会が出した審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策について」では、「家庭の教育力の向上を図るためには、学校や地域において、できるだけ早い段階から、親になるための学習の充実を図るとともに、親になった後も、広く子どもから学び、仲間同士の親とも学び合うことなどにより、地域全体で学びあって、親が親として育ち、力をつけるような学習を大幅に充実するための方策を検討することが必要である。」と家庭教育支援の考え方を提示している。

これまでの家庭教育支援事業は「学級・講座」形式が中心で、子育てに関心があり、講座開設時間に参加できる人のみが対象となり、「地域」という面的な広がりの視点が弱かったため、限定された家庭へのアプローチしかできないという問題を抱えていた。

この問題点を克服するための試行的事業として、平成 16 年度に都教育委員会が施策化したのが「学校・家庭・地域の協働による家庭教育力向上促進事業」である(都教育委員会委託事業、委託地区数 3 地区)。

【図3】に示したように、この事業は、「地域教育サポート・ネット」のしくみを家庭教育支援に生かそうというもので、 学校という「公的(教育)機関」を絡ませるしくみを通じ、児童・生徒の親(保護者)を対象とすることが可能となり、従来の社会教育事業よりも幅広い対象へのアプローチが行える、 「地域教育サポート・ネット」のしくみを活用することで、学校や家庭が地域住民の力を借りやすくなり、多様な家庭教育支援活動が展開できる、などの効果を期待している。



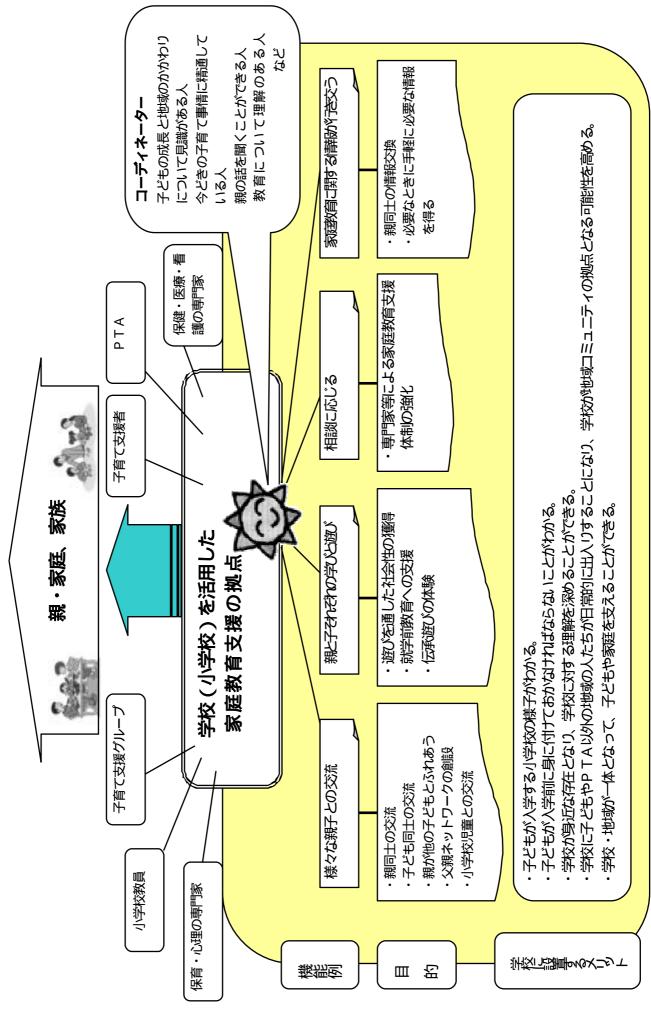
【図3】学校・家庭・地域の協働による家庭教育力向上促進事業のしくみ

モデル地区の取組は今後本格的に展開されることになるが、本審議会として提案したいのが、この「学校・家庭・地域の協働による家庭教育力向上促進事業」を実施する際、小学校を家庭教育支援の拠点として活用する方策である。次ページに【図4】として、事業展開のイメージを示したが、小学校が拠点となることで、学校教育との連携を容易に図ることができ、「小1プロブレム」や「就学前教育」といった問題にも「地域教育サポート・ネット」が橋渡し役を担うことを通じ、学校と家庭の連携もスムーズに行われるようになる。

小学校はどの地域にも存在する地域共有の財産である。どの子どもも学齢段階に達したら、その小学校に通うことになるし、すべての親は程度の差こそあれ、PTAをはじめ小学校とのかかわりを持つことになる。

今、家庭教育力を向上させるために必要なことは、家庭教育を行うすべての親たちが「自分は 地域の人々に支えられながら子育てをしているんだ」という実感を持つことであり、小学校と いう身近なところで、子育てに関する相談や他の家庭と自然に経験交流できる機会や場を提供 することができれば、今までよりも圧倒的に多くの親たちへのアプローチが可能となる。加え て、親同士の交流を通じて、自分の教育観と他の人たちの教育観を相対化できる機会を得るこ とで、自らの教育観を修正する機会も得やすくなってくる。

】小学校を活用した家庭教育支援の拠点づくり(イメージ) 】 图 4



(2) 地域教育プラットフォーム~学校・家庭・地域の教育力を再構築するためのしくみ~

これまで、都教育委員会が施策化した事業は「学校教育支援施策」及び「家庭教育支援施策」 への個々の対応を目指したものであったため、「学校外教育施策」を含めた地域の教育力を総 体として高めるという視点に乏しかった。

地域の教育力を総体として高めるという観点に立つということは、一人の子どもが生まれてから成人として自立していくまでのトータルな視点(いわば「発達段階」の視点)を持つということであり、学校生活のみならず、家庭における生活や地域(学校外の場)における生活を含めた全生活の場面を見ながら子どもの成長を考えていくという視点(いわば「生活圏」の視点)を持たなければならないということである。

ア 「地域(エリア)」の範囲をどのように設定するか

今、求められているのは、子ども・若者の「生きる力」を育み、「確かな学力」をつけていく 教育であり、しかもそれは「個性を伸ばす教育」、「個に応じた教育」である。子ども・若者の 個々のニーズに対応した学習機会や体験活動機会を提供していくためには、その前提として 「地域(エリア)」の中で、学校内外を通じた多様なプログラムが用意されている必要がある。

しかし、学校が提供できるカリキュラム、そして地域が用意できるプログラムには自ずと限界がある。現状では、地域人材の活用や地域における体験活動を活発に行っている学校はまだ少ないが、このニーズが高まってきた場合に地域の側が個々の学校側のニーズに十分対応できるだけのストックを用意できているとは言い難い。

加えて、少子化が進む中での学校の小規模化という問題がある。学校が小規模化すると児童・生徒数の減少はもちろんのこと、それに伴う教職員の減少という状況が生じる。例えば、中学校では、顧問を確保できないという理由で、生徒のニーズに対応した多様な部活動を用意できないなど、学校が単体として行う教育活動の幅が限られてくるといった問題が生じるなど、学校の小規模化は必ずしも子どもの教育にとってプラスに働く要素ばかりではない。

これら問題を解決するための方法として、限られた社会資源の有効活用をどうやって図るかという観点から「地域 (エリア)」設定の問題を考えてみたい。

本審議会においては、これまでに述べてきた諸課題を踏まえ、施策や協働を考える上での「地域(エリア)」の基本単位を以下のように設定する。

「地域(エリア)」の基本単位

複数の中学校区が連携した区域

このような区域を設定するメリットとしては、 広域的な地域基盤の下で「学校・家庭・地域 の協働のしくみ」づくりを進められるので教育活動のバリエーションが広がること、 多様な 社会資源の活用が可能になる、などが挙げられる。

これに加えて、小規模化が進む学校には「学校ファミリー」という考え方を導入することも考えられる。これはアメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス・カウンティで展開されている学校ネットワーク化プロジェクトの名称であるが、複数の中学校区が連携した区域に「学校ファミリー」を設定することで、学校間あるいは学校段階間(小・中学校間)の接続関係を強めることを通じて、学校間での教育資源のシェアが可能となり、教育活動の幅を確保することにつながる。 17 その結果として、一定の地域基盤の下で、年少期から青年期に至る子どもの継続的成長をトータルに見通すしくみを作ることが可能となる。

17 北区教育委員会では、「北区立学校適正規模等審議会(第二次答申)」の中で、北区の新しい学校づくりを進めるために、学校間ネットワークや地域の諸機関との連携を内容とする「学校ファミリー」を提案し、平成 15 年 7 月に「北区学校ファミリー構想」として取りまとめている。

イ 地域教育プラットフォーム

「学校のスリム化」を進めるとともに、家庭・地域の教育力を向上させ、「学校」・「家庭」・「地域」の教育力をバランスよく機能させる状況を作り出していく、つまり三者の教育力の関係を再構築していくためには、三者の教育力の関係を調整(コーディネート)する機能が必要となってくる。そこで本審議会では、地域経済活動を活性化させるためのしかけとして提起された「地域プラットフォーム」という概念を教育分野に活用できないかと考えた。

「地域プラットフォーム」なとはいかなるものなのか。

地域に蓄積された社会資源の有効活用を図るための情報基盤整備を行う。

住民のネットワークから得た多様な情報や人材を結集して、地域課題の解決策を提案 する。

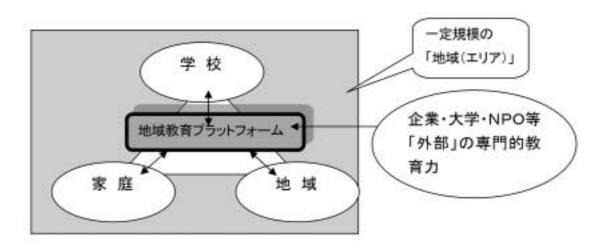
地域で展開される様々なプロジェクトをつなぐ役割を担うことで、複合的な事業展開 を可能にする。

などの機能を持った、地域における「新たな公共」を生み出すための総合的な支援体制の整備を目指した「中間支援のしくみ」のこと

18 「地域プラットフォーム」とは、地域資源を活用した新事業創出を目的とした産業支援機関、大学、自治体など事業創造支援のネットワークを指す。平成 11 年 2 月に施行された新事業創出促進法に基づいて提案された概念。現在では経済分野のみならず、地域福祉分野、生涯学習分野での「地域プラットフォームづくり」が指向されている。

この「地域プラットフォーム」の機能を学校・家庭・地域の協働のしくみづくりに適用しようというのが、本審議会が提案する「地域教育プラットフォーム」という考え方である。【図5】に示したように、「地域教育プラットフォーム」のしくみを導入することで、三者の教育力の関係を再構築していくことを目指している。

【図5】 学校・家庭・地域の教育力を再構築するイメージ



「地域教育プラットフォーム」というしくみの導入によってもたらされる効果としては、

子ども・若者の育成のために必要とされるサービスやサポートをワンストップで提供する ことが可能となる。

学校が積極的に参加することを通じて、地域における「家庭教育」、「学校外教育」との有機的な連携が図れる。

学校のニーズに応じ、地域や地域を超えた外部にある多様な資源(リソース)を的確に学校へ提供することを通じて学校教育のバリエーションを広げることが可能となる。

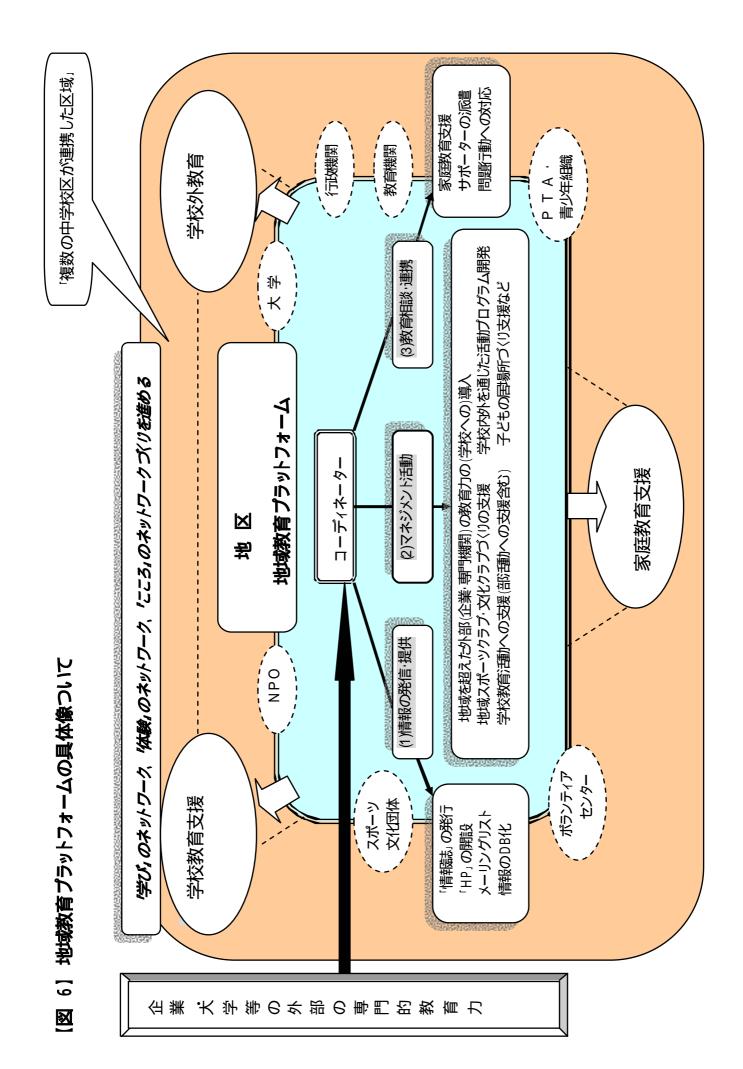
地域と学校が連携することで、学校で学習した内容の「補充」、「発展」、「深化」、「応用」 といった学習機会を「地域」の側で用意することができる。

ボランティア活動や職業体験活動といった「学校外で取り組んだ方がより効果的な教育活動」が地域の協力を得て効果的に実施できる。 などが考えられる。

(3) 複数の中学校区を「地域(エリア)」の基本単位にした「地域教育プラットフォーム」の具体像

【図6】は、複数の中学校区を地域(エリア)の単位とした「地域教育プラットフォーム」の 具体像を描いたものである。

「地域教育プラットフォーム」が目指すものは、子ども・若者にかかわる学校を含めた多様な 社会資源が『学び』のネットワーク・『体験』のネットワーク・『こころ』のネットワークづく りを進めることを通じて、教育力の再構築を図ることである。



主な役割は2点ある。1点目は地域社会のみならず、企業や大学・研究機関などをはじめとした地域を超えた外部の社会資源の持つ教育力を地域(エリア)内にある学校内外を通じた教育活動に導入することである。特に「キャリア教育」や「メディアリテラシー教育」といった課題への対応は専門的立場からの支援を受けることが不可欠であるし、科学者や一流スポーツ選手など「スペシャリスト」から直接指導を受けることなど、身近な生活圏では体験できないような学習・教育機会を提供することが可能となる。

2点目は、地域(エリア)内の学校・家庭・地域の協働を進めていくためのコーディネート活動を展開していくことである。コーディネーターの有効性は、さきに「地域教育サポート・ネット」事業においても証明されたところであるが、これをさらに発展させていこうとするものである。具体的には 「情報の収集・把握・発信・相互交流」 「社会資源のマネジメント」、「各種教育相談・問題を抱える子どもたちへのサポート活動」などの役割を担うことなどが考えられる。

「地域教育プラットフォーム」は地域 (エリア) 内の各学校や区市町村教育委員会との緊密な連携の下で NPO、 大学・研究機関、 PTAや青少年委員会等の地域組織、 地区ボランティアセンターなどが構成員となって設置されることが望ましい。

「地域教育プラットフォーム」が行う具体的取組としては、

地域や地域を超えた外部の専門的教育力の学校教育への導入 子ども・若者の個々の教育ニーズに対応した発展的な学習の機会の提供 学校外で取り組んだ方がより効果的な各種体験活動の機会の提供 (「地域スポーツクラブ」や「子どもの居場所づくり」など)

学校・専門機関等との連携による不登校、引きこもり等の子どもたちへの「こころ」のサポート

就学前教育への対応、家庭教育を支援する人材の養成などが考えられる。

「地域教育プラットフォーム」づくりを通じて、一定の地域(エリア)という範囲の中で、「子ども・若者」を中心に据えた教育施策の総合化・一体化が図られる。そこでは学校教育・社会教育といった従来の行政の枠組みでは対応できなかった「谷間」の課題を、地域における関係機関や住民のネットワークを活用することで解決を図るという方向性が見出されていくのである。

それに応じて、学校教育も自己完結的教育観を転換させ、地域との協働に基づく教育活動や学校間連携・学校段階間連携(学校ファミリー)を積極的に推し進めていく必要がある。

そのためには、各学校においては以下の取組を進めることが期待される。

学校間連携・学校段階間連携(学校ファミリー)を積極的に推し進める。 19 外部の教育力を積極的に受け入れていくための教育課程の弾力的運用を図る。 20 学校のニーズを積極的に地域へ発信する。

(学校長の経営方針に「学校支援」の明確化を図る。)

「地域教育プラットフォーム」や他の学校との連携窓口を設置する。

学校内におけるコーディネート機能を充実させる。

19 学校間連携、学校段階間連携により期待される効果

教育課程:「共同のカリキュラム」の開発を通じた、多様な学習活動や特色ある教育活動の展開が可能となる。

学校運営:小規模化の中で学校の教育力を維持し、指導体制を充実することが可能となる。

教員の資質向上:授業交流や合同研修会を通じた教員の職務能力開発が可能となる。

健全育成:子どもに関する情報の共有が可能となり、専門機関との連携においても質の高い対応への期待が高まる。

20 教育課程は、学校の教育計画であるから、各学校において編成するものである。その際、各学校は教育基本法、学校教育法をはじめ各種の法規、学習指導要領、都教育委員会及び区市町村教育委員会の基準等に留意することが求められている。

地域には様々な青少年育成組織があり、主として学校外教育を中心に活動を展開している。一方、「地域教育プラットフォーム」は、家庭教育支援、学校教育支援、学校外教育活動を総合的かつ有機的関連を持って実施していくことを目指している。その点において性格はかなり異なると言えるが、既存の青少年育成組織も学校外教育活動の一翼を担うという意味で、この「地域教育プラットフォーム」が展開する活動に積極的に参加していくことが期待されている。

「地域教育プラットフォーム」は、区市町村教育委員会との連携・協力の下に、地域における 多様な主体(NPOや青少年育成組織)によって、設立・運営されていくものである。その成 立の過程においては、各々の立場から展開される教育観や方法論の相違が生じるが、それを乗 り越え「共通の教育観」を形成していくことで、地域が一体となって子ども・若者の育成に取 り組むことを目指した「新たな地域文化」が生まれてくることも期待できる。

第4章 地域教育プラットフォームづくりを進めていくための教育行政のあり方

1 これからの教育行政の役割と地域教育総合計画づくりの必要性

地方分権の進展に伴い、地方公共団体における責任と権限が拡大している。このような中で、 教育委員会には、教育行政の責任ある担い手として、拡大した権限を生かし、主体的にその役 割を発揮することが強く期待されている。 34

21 平成 10 年 9 月に出された中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で示された、今後の教育委員会の役割を整理すると以下のようになる。

学校の自主性・自律性を高めるための教育委員会の関与

- ・学校管理規則の見直しによる教育委員会の承認事項の削減
- 学校裁量予算の拡大
- ・学校の教育活動の成果を検証し改善につなげるための学校評価など

地域住民の教育行政への参画・協力の促進

地域の教育機能の向上と地域コミュニティの育成

特に区市町村教育委員会には地域の教育課題に迅速に対応していくためのグランドデザインとしての「地域教育総合計画」 っを描くことが求められている。

22 「地域教育総合計画」は、各々の基礎的自治体(区市町村)が教育力の総合的向上を目指し、地域特性を踏まえ策定する教育計画を指す。

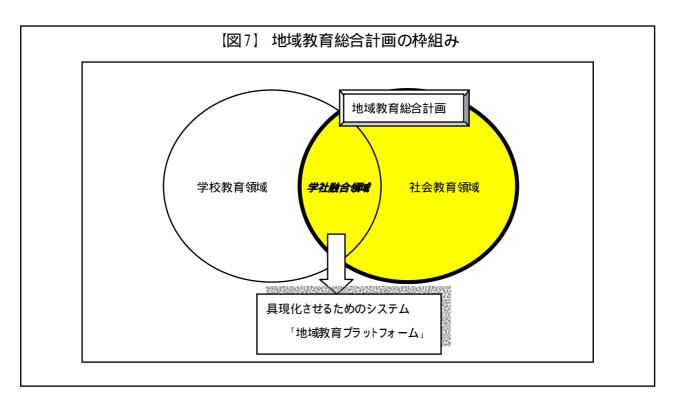
学校教育行政は、これまで国や都道府県の関与が極めて強い行政分野であったため、区市町村教育委員会の独自色というものは十分に打ち出せないでいた。近年、地方分権・規制緩和の動きを受け、従来の学校教育と社会教育の領域を乗り越え、地域を舞台にした自治体独自の総合的な教育計画づくりの関心が高まりつつある。

- 2 地域教育総合計画づくりを進めるための教育行政のあり方
- (1) 区市町村教育委員会の役割

「地域教育総合計画」づくりが目指すものは、次代を担う子どもたちの育成を中核に据え、教育の総合力を高めることであり、学校教育と社会教育を相互に関連させながら施策の体系化を図ること 2 にある。

23 「地域教育総合計画」といった観点から策定されたものとして、杉並区教育委員会「教育改革アクションプラン」(平成14年3月)や小平市教育委員会「21 こだいらの教育改革アクションプラン」(平成13年4月)などがある。

【図7】では、「地域教育総合計画」の概念図を示したが、計画を作る際のポイントとなるのが「学社融合」の領域 24 をどのような形で計画に盛り込むかということである。



24 「学社融合」領域には第3章の1「施策の基本的考え方」で示した「家庭教育支援」、「学校教育支援」、「学校外教育」の それぞれが盛り込まれることになる。

【「学社融合」領域で盛り込まれる施策の例】

- ・「家庭教育支援」の分野においては、幼稚園・保育園・小学校の連携による「小1プロブレム」の解決を目指した「就学前教育」への取組や小学校施設を活用した家庭教育支援の拠点づくり、そして「子ども家庭支援センター」との連携などの施策が考えられる。
- ・「学校教育支援」の分野においては、「学校教育支援のしくみ(例:スクール・コーディネーター制度や学校支援ボランティアの確保・養成)づくり」、「地域との協働による部活動支援」などの施策が考えられる。
- ・「学校外教育」の分野では、「放課後や週末における子どもの居場所づくり」や「自然体験」、「奉仕体験活動」、「地域スポーツクラブ」など、学校と社会教育が協働して取り組むべき施策が考えられる。
- ・そして、それらを総合的かつ有機的に地域(エリア)で展開していくためのしくみとして「地域教育プラットフォーム」 づくりが挙げられる。

「地域教育総合計画」を実効あるものにしていくためには、計画を推進していく教育行政の体制整備が重要になってくる。

これまでの教育行政は、学校教育行政と社会教育行政に「二分」された傾向が強かったが、「地域教育総合計画」づくりを進めるに当たって、学社融合領域の施策を展開するため、教育委員会内部に教育施策の総合的企画・調整機能を有した部署を設置する必要性が生じてきた。その部署が各学校や地域住民、地域の社会資源のニーズを把握、分析した上で、学校教育・社会教育相互の有機的関連を示しながら区市町村独自の総合的な地域の教育力を生かすための教育計画案を立案することが期待されているのである。

具体的には、「地域教育プラットフォーム」を設置する「地域(エリア)」の範囲をどのように設定するか、コーディネーター役をだれに(あるいはどのような団体に)任せるか、地域住民の学校運営への参画のしくみをどのように描くか、特色ある学校づくりを行政としてどのような形で支援していくかなどの方針案を示すことが総合的企画・調整機能を有した部署に求められ、学校教育及び社会教育行政をつかさどる部署はその方針に基づき、着実に施策を実施していくことになる。

(2) 都教育委員会に求められる役割

都教育委員会には広域的自治体として、先導的施策を実施することや都内全域の教育水準の維持向上という観点から区市町村教育委員会を支援していくことが期待される。

ア 区市町村教育委員会に対し教育行政の新たな施策枠組みを示す

第一に求められるのは、教育行政の新たな施策枠組みを示すことである。特に「学社融合領域」 の施策を教育行政として一体的に推進していくための方向性を整理し、区市町村教育委員会に 示していく必要がある。

そのためには、生涯学習スポーツ部内に「学校教育支援」を担当する職員(社会教育主事)を配置することなどを通じ、社会教育行政における「学校教育支援」の位置づけを明確化させることが挙げられる。また、区市町村における「地域教育プラットフォーム」づくりへの支援をはじめ、都立学校が行う教育活動の支援 55 も望まれる。

25 平成 19 年度から都教育委員会独自の設定教科・科目として「奉仕」(仮称)をすべての都立高校での実施を検討しているが、そうした取組を積極的に支援していくことが期待される。

加えて、都生涯学習審議会の果たす役割も大きいものがある。都生涯学習審議会は条例によって設置された地方自治法上の「附属機関」であり、生涯学習の振興に関して、長期的な展望に立って、広い視野から検討するために設置されているものである。しかしながら、これまでの生涯学習審議会は、条例上は学校教育を含めた施策提言が可能であったにも関わらず、この分野への提言は十分になされていたとは言えなかった。今後は、学校教育と社会教育を包括する視点に立って、将来を見据えた施策提言機能を強化していくことが期待される。

イ 先導的施策の実施

第二に先導的施策の実施を通じて、施策誘導を図っていく必要がある。例えば、第3章で提案した「地域教育プラットフォーム」のしくみづくりを全都的に展開していくために、都教育委員会は以下に挙げた取組を積極的に実施していく必要がある。

【「地域教育プラットフォーム」の全都的展開を図る上で、都教育委員会に期待される役割】

- (1) 企業や大学等の有する専門的教育力を積極的に活用するためのしくみづくり 施策案 1 東京都「地域教育」推進ネットワーク協議会(仮称)の設置
- (2) 「地域教育プラットフォームづくり」に向けた支援及び助言
 - 施策案2 区市町村教育委員会と連携・協力した「地域教育プラットフォーム」づくりモデル事業の実施
 - 施策案3 都教育委員会における社会教育主事と指導主事の連携による(「地域教育プラットフォーム」づくりや学社融合のための)区市町村教育委員会への指導・助言機能の充実
 - 施策案4 都立学校の「地域教育プラットフォーム」への参加促進
- (3) 優秀なコーディネーターの確保、養成、スキルアップ 施策案5 「地域教育プラットフォーム」の中核となるコーディネーターの養成及びスキ ルアップ
- (4) 教員の資質向上(職業能力開発)への支援 施策案6 教員対象研修、教員への意識啓発の実施
- (ア) 企業・大学等が有する専門的教育力を社会資源として活用するためのしくみづくり

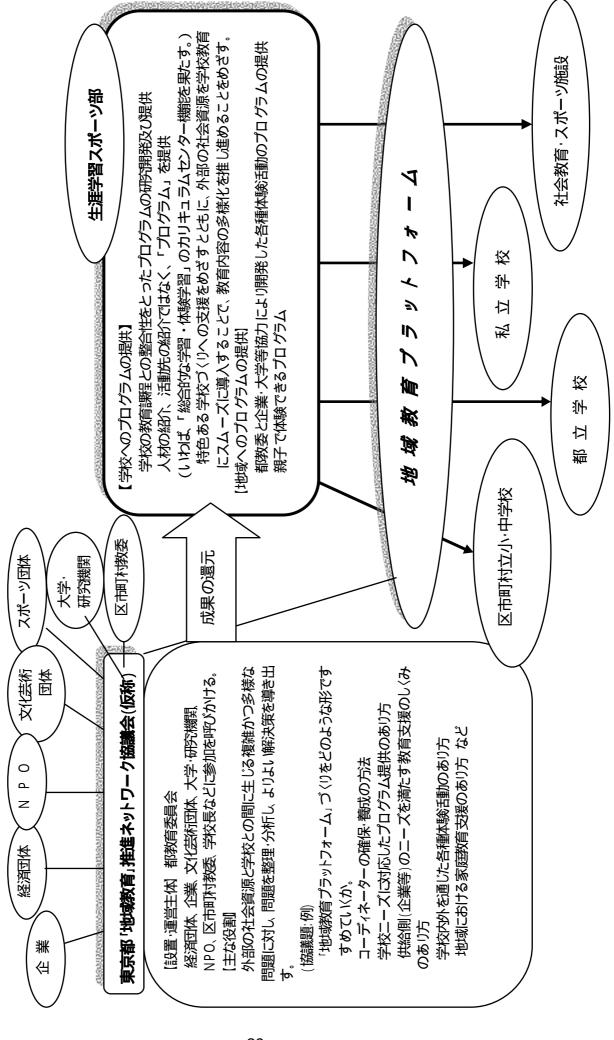
【図8】に「東京都『地域教育』推進ネットワーク協議会(仮称)」のイメージを示した。

東京には、企業、経済団体、大学・研究機関、NPO、文化芸術団体、スポーツ団体などの多様な社会資源が存在している。それぞれの機関・団体が各々の立場から子どもたちの教育支援に取り組んでいる事例も少なくない。しかし、現在その支援を享受できるのはごく一部の学校であって、東京都全体としては社会資源が十分に活用されているとは言えない状況にある。

資源を提供する企業や経済団体の側も社会貢献の一環として「教育支援」を打ち出してはいる ものの、提供できる資源に自ずと限界があるため、多くの学校から出されるニーズのすべてに こたえていくことは難しいのが現状である。

このようにひと口に企業や大学等の外部の社会資源と学校の協働のしくみづくりにおいても、個々の地域レベルにおいては解決できない複雑かつ多様な課題もあり、これらの課題を整理・分析し、よりよい解決策を導き出すための協議機関を設置することが、広域行政としての都教育委員会に求められている。

【図 8】 東京都「地域教育」推進ネットワーク協議会(仮称)について



- ○「東京都『地域教育』推進ネットワーク協議会(仮称)」は、企業・経済団体、大学・研究機関、NPO、そして「地域教育プラットフォーム」関係者、区市町村教育委員会関係者、学校関係者の主体的参加により、「外部の社会資源と学校の協働」を進めていく上で生じる課題の解決を図ろうというものである。例えば①「奉仕体験活動」、②「『キャリア教育』支援」※%、
 - ③「地域におけるスポーツ活動支援」、④「地域における文化活動支援」、⑤「学校教育支援」、
 - ⑥「家庭教育支援」などの課題を整理し、よりよい解決策を提示することが期待されている。 ※26 文部科学省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」(平成16年1月)では、「キャリア教育」 を以下のように定義している。

(「キャリア教育」の定義)

「キャリア」概念(個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積)に基づき、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」ととらえ、端的には、「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」とした。

○また、「東京都『地域教育』推進ネットワーク協議会(仮称)」の活動成果や都教育委員会が企業や大学等と連携して開発した学習プログラム等を、「地域教育プラットフォーム」を通じて各学校や社会教育施設・団体に提供していくことも期待される。

(イ) 地域教育プラットフォームづくりに向けた支援及び助言

- ○先述したように「地域教育プラットフォーム」は、区市町村教育委員会との連携・協力の下に、 地域の特性に応じた多様な運営主体によって設置されていくことが望ましい。
- ○例えば、都教育委員会が区市町村教育委員会と連携して、都内の幾つかの地域でモデル事業を展開し、その成果を踏まえ「『地域教育プラットフォーム』づくりへの指針」として取りまとめ、それを東京都生涯学習情報ホームページや区市町村との連絡会等の開催を通じて(「地域教育プラットフォーム」づくりを)全都的に広げていくことが考えられる。
- ○モデル事業を実施する際には、都教育委員会の指導主事と社会教育主事が連携し、区市町村教育委員会や地域内の学校、そして社会教育関係団体などへの適切な支援と助言を行っていくことが望まれる。
- ○加えて、モデル事業を実施していく過程においては「P (Plan) -D(Do)-C(Check)-A (Action)」のマネジメントサイクルの手法に基づいた進行管理を行い、事業の実効性を高めていくとともに、事業実施の透明性に配慮するなど都民への説明責任の視点を重視する必要がある。

モデル地区内に都立学校(都立高等学校、都立盲・ろう・養護学校等)がある場合、その都立学校は、地域のニーズに応じ学校開放に取り組むことや都立学校の有する教育力を地域に還元することで、「地域教育プラットフォーム」づくりに積極的に寄与することが期待されている。また、都立学校が求める奉仕体験活動等の活動の機会や場を「地域教育プラットフォーム」が提供していくことなども考えられる。

(3) 都社会教育主事が果たすべき役割

社会教育主事に新たに求められてくるのは、教育委員会における専門的教育職員の立場から「地域教育プラットフォーム」の設置及び運営のための支援にかかわる推進的役割を果たすことであり、学校教育支援施策の展開を通じて学校や地域の人々に多様な「学び」のスタイルを示していくことである。

社会教育主事は、指導主事とならんで教育公務員として位置付けられているが、指導主事が学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導」という明確な役割を持っているのに対し、社会教育の場合は、教育・学習の主体はあくまで住民であり、それを(教育行政の立場から)援助していくのが、社会教育主事の役割 ₂₇ とされてきた。

27 社会教育主事は、社会教育法第9条の2に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に配置され、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」役割を担う、専門的教育職員(教育公務員特例法第2条の5)である。 現在、都社会教育主事(及び主事補)は、主として教育委員会事務局とスポーツ施設に配置されているが、事務局では 生涯学習・社会教育・スポーツ施策の企画・立案への関与や社会教育関係職員の研修、都教育委員会が行う社会教育事業 に関する事務等を担当している。

社会教育主事については、社会教育主事の設置が社会教育法に盛り込まれた 1951 (昭和 26) 年以来、そのあり方や専門性の中身がわかりにくいという指摘を受けてきた。 28 加えて法施行から 50 年以上が経過し、社会状況は大きく変化しており、時代状況に応じた社会教育主事の役割を位置付け直す必要がある。

28 社会教育主事の職務内容や専門性の中身については、国の審議会や行政関係者、研究者等により様々な解釈や提言がなされてきた。近年の例を挙げるとすれば、「社会教育主事の養成について(報告)」(社会教育審議会成人教育分科会、昭和61年10月)や「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)」(生涯学習審議会社会教育分科審議会、平成8年)などがある。

ア 都社会教育主事の新しい職務

今後、都の社会教育主事に期待される職務内容を挙げると以下のようになる。

- (1) 「地域教育プラットフォーム」づくりに向けた区市町村への支援
 - 「地域教育総合計画」づくりに関する区市町村教育委員会への助言
 - 「地域教育プラットフォーム」設立に向けた支援
 - ・企業、大学、NPO等の社会資源との連携のしくみづくりへの支援・・学校関係者への理解促進
 - ・コーディネーターのマネジメント能力向上支援
 - 「地域教育プラットフォーム」の具体的運営に関する助言
 - ・地域における教育ニーズの把握、分析 ・活動プログラム作成支援
 - ・活動資金(シード・マネー)づくりへの支援
- (2) 都教育委員会において社会教育主事に期待する職務

生涯学習スポーツ部が今後取り組むべき施策の企画・立案

- ・生涯学習スポーツ部における「学校教育支援機能」を強化するための施策の立案 (企業・大学・NPO等の社会資源のネットワーク化、社会資源を活用した学習プログラム開発など)
- ・新しい家庭教育施策の立案
- ・生涯学習審議会事務局の中核としての役割強化

都庁内の「学社融合」施策の推進役

- ・指導部と生涯学習スポーツ部の施策連携(例:教員研修の共同企画など)
- ・知事部局が有する教育資源の学校教育への活用促進

都立学校への支援体制づくり

- ・「奉仕体験活動」をはじめとした都立高校への支援(体験先の開拓、授業カリキュラム作成の援助、外部講師の紹介)
- ・「奉仕体験活動」「キャリア教育」「福祉教育・ボランティア学習」などの分野において外部講師として、学校で授業 を担当
- ・社会教育主事の企画による都立高校生を対象とした「体験活動プログラム」の実施

イ 都社会教育主事の資質・能力の向上

都の社会教育主事には、社会教育事業の企画・実施等を通じてこれまで培ってきた経験₂₉と専門分野での知識の蓄積を踏まえ、新たな職務に取り組んでいくことが期待されている。

29 これまで社会教育主事(補)が配置されてきた職場は、生涯学習スポーツ部の各課及び所管の事業所に限定されており、学校教育関連の職務や教育行政の全般的実務に携わる経験に乏しいという課題もある。

上述した社会教育主事の新たな職務を着実かつ的確に遂行していくためには、都の社会教育主事の資質・能力を向上させることが不可欠であり、今後社会教育主事が身に付けるべき資質・能力を示すと以下のようになる。

- (1) 社会教育分野の専門的教育職としての力量形成
 - (ニーズ把握の手法、社会資源のネットワーク化の手法、コーディネート能力、NPOに関する知識、 学習プログラム編成など)
- (2) 教育政策形成能力の向上(政策立案・事業管理及び実践的力量の向上)
- (3) 教育行政の職員としての総合的な行政実務能力の向上

(財政や学校教育関連法規に関する知識の習得及び実践的の力量の向上)

社会教育主事の資質・能力の向上を図るためには、都教育委員会が計画的なOJT(On The Job Training)の機会を設定することを通じて、専門職としての力量形成とともに、行政職員としての総合的行政実務能力の向上を図るための方策を打ち出す必要がある。

加えて教員や指導主事に対しては、教育公務員として専門性を高めるための数々の資質・能力の向上策が講じられてきているが、社会教育主事に関しては同様のしくみが用意されていないのが現状である。今後は、社会教育主事の専門職としてのレベルの維持、向上を図るための方策を講じることが都教育委員会に求められている。

おわりに

本答申では、子ども・若者の「次代を担う力」の育成に焦点を当て、学校・家庭・地域の教育力の再構築を目指した教育施策についての考え方及び教育行政の役割についての提言を行った。

答申を取りまとめる過程で私たちが留意したことは、従来の生涯学習・社会教育行政の枠組みにとらわれることなく、教育施策の総合化・一体化の視点に立って提案を行うことであった。本文では十分に触れることができなかったが、この答申で提案した諸施策を実施していくに当たっては、教育委員会内の学校教育担当部署の職員をはじめ、学校管理職、教員といった方々の理解・協力が不可欠であることは言うまでもない。学校の主要な役割は、過去からの知識や技能を新しい世代に伝達することにあり、その役割は普遍的なものである。しかし、同時に変化の激しい時代に対応していくために学校は、多様な教育資源の有効活用を図りながら、教育内容の不断の革新に努めていくことが期待されている。

今回提案した「地域教育プラットフォーム」は、学校改革を地域の側からサポートするものであり、家庭や地域が学校と適切な役割分担を行いながら、子ども・若者の育成活動の活性化を図るためのものである。都教育委員会は、東京における「地域」の多様性を踏まえ、区市町村教育委員会、学校関係者、企業、大学、NPO等とも積極的に連携しながら、本答申の具現化に努めていくことを希望する。

参 考 資 料

- 1 諮問文
- 2 第5期東京都生涯学習審議会委員名簿
- 3 第5期東京都生涯学習審議会審議経過
- 4 平成 16 年度第 2 回東京都教育モニターアンケート 集計結果

1 諮 問 文

15教生計第204号東京都生涯学習審議会

東京都生涯学習審議会条例第2条第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

平成15年5月27日

東京都教育委員会

記

1 諮問事項

子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について ~社会教育行政の再構築に向けて~

2 諮問理由

今日、社会では、子どもや若者が夢や目標を持ちにくくなっており、規範意識や道徳心、自 律心を低下させている。いじめ、不登校、中途退学、児童虐待など深刻な問題が依然として存 在しており、少年犯罪の凶悪化も懸念されている。

今求められているのは、子どもや若者が国家・社会の形成者になることを目指し、社会の一員として、その使命、役割を自覚し行動する力、いわば「次代を担う力」を身につけていくことである。

国においては、人間性豊かで創造性に富んだ日本人を育成するため、「21 世紀教育新生プラン」を取りまとめ、これに基づき、既存の教育システムを抜本的に改革する取組を進めているところである。

東京都においても、21世紀の東京の創造的発展を担う子どもたちを育てるという視点から、学校、家庭、地域、社会全体を視野に入れるとともに、幼児期から青年期までの各発達段階をトータルにとらえた「東京都教育ビジョン」を策定し、東京都における新たな教育改革の道筋を都民に示していく予定である。

こうした取組をより実効性あるものにするためには、学校教育改革と軌を一にして、「家庭 教育支援」と「地域教育力の向上」に取り組む社会教育施策を検討する必要がある。

また、これまでの社会教育行政においては、成人を主たる対象とする施策に重点が置かれ、 子どもや若者の課題解決に向けた取組は十分とは言えない状況であった。そのため、学校教育 を支援し、学校教育と連携した社会教育行政のあり方についてあわせて検討する必要がある。

2 第5期東京都生涯学習審議会委員名簿

(1)全委員

任期:平成15年5月1日~平成17年4月30日

氏 名	所 属	備考
相 川 崀 子	渋谷区青少年教育コーディネーター、元公立中学校長	
生 箽 幸 恵	杉並区学校教育コーディネーター、NPOスクール・アドバイス・ネットワーク理事長	
岩倉墩雄	東京都立府中東高等学校長	
太 田 篤	(社)経済同友会副理事・政策調査部担当部長	
大橋 謙 策	日本社会事業大学社会福祉学部教授	会 長
香りよう子	フリーアナウンサー、きてきて先生プロジェクト代表	
璇 并 凝 萱	小平市教育委員会教育長	
佐々木 一 彦	文教大学人間科学部講師、元足立区教育委員会教育長	
真如昌美	東久留米市立第一小学校長	
スケ ナリ ョシ ッグ 祐 成 善 次	(社)日本青年奉仕協会会長	
武 田 信 子	武蔵大学人文学部助教授、臨床心理士	
9	日本女子大学人間社会学部教授	
中野英則	東京都生涯学習文化財団理事長	
	民間子ども電話相談機関「子ども110番」相談員・顧問、元公立小学校長	
n ョゥ マサ アキ 葉 養 正 明	東京学芸大学教育学部教授	副会長
平岩千代子	(株)電通総研電通ナレッジ・インスティテュート設立準備室シニアコンサルタント	
廣瀬哲夫	国際ロータリー第2580地区青少年育成委員会元委員長	
深澤孝二	葛飾区立立石中学校長	
水谷幸宏	東京商工会議所人材・能力開発部研修センター所長	
鞣 学 女美子	武蔵野市子ども協会理事、元公立私立幼稚園教諭	
山 崎 輝 雄	元新宿区教育委員会教育長	平成16年12 月6日まで

(2)家庭教育専門部会委員 (3)地域教育専門部会委員 (4)起草委員会委員

部会長 西宮 嗣 坂井 康宣 真如 昌美 武田 信子 森下久美子 部会長 葉養 正明 相川 良子 生重 幸恵 田中 雅文 山﨑 輝雄 大真田西葉深 精山中宮養澤 正孝 正孝

3 第5期東京都生涯学習審議会審議経過

日程			主 な 内 容
	5月27日 第1回全体会		会長・副会長選出
	3/12/Д	为「白土什么	公民 副公民登出
			「東京都教育ビジョン」の説明
平	6日21日	第2回全体会	検討枠組みについて
'	0/1/2 4/1	为 2 <u>日</u> 王	専門委員の選出について
	7日30日	第 1 回家庭教育専門部会	家庭教育専門部会で審議する基本的な方向について
成	77301	为「四外庭教育书」即云	家庭教育についての基本的考え方について
11X	8月 7日	第 1 回地域教育専門部会	各委員からの「地域教育」に関するレポート
	07, 74	저 나타안생자 타국! 내다스	「地域の教育力」を活用した施策の基本的考え方について
15	9月 4日	第2回家庭教育専門部会	家庭の教育力向上のための施策の方向性について
	9月12日	第2回地域教育専門部会	地域教育力を再構築するための施策の検討枠組みについて
		第3回家庭教育専門部会	家庭教育支援施策の方向性について
年		第3回全体会	地域教育専門部会及び家庭教育専門部会の報告について
		- 第3回主体会 第3回地域教育専門部会	都教育委員会が行う学校教育支援施策について
	ГГДГЭЦ	为 3 凹地线 教育寺门 加 云	地域プラットフォームの機能について
	12日 3日	第4回家庭教育専門部会	親になるための準備教育について
	127 31	为中国外庭教育书 加云	家庭・学校・地域が協働する施策について
	1 2 日 1 6 日		学校支援委員会の機能について
	12月10日	为4四心线教育寺门心云	子校文後安貞云の機能について 都教育委員会が展開する学校外教育施策について
	1日13日	第 5 回家庭教育専門部会	家庭・学校・地域が協働する施策について
		第5回地域教育専門部会	地域教育専門部会のまとめについて
	17,200	# 3 디스아/# # H T I I I I I I I I I I I I I I I I I I	家庭教育専門部会及び地域教育専門部会の報告について
	2月19日	第4回全体会	起草委員会の設置について
	273 . 3 [N I HILITA	「東京都教育ビジョン」について
平			中間のまとめの章構成について
	4月27日	第1回起草委員会	子ども・若者の「次代を担う力」の定義について
	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	n · mc+xxx	これからの「家庭教育支援施策」に求められる方向性について
成			地域教育プラットフォーム概念の整理及び基本枠組みについて
	5月24日	第2回起草委員会	中間のまとめ(案)について
		第5回全体会	中間のまとめ(案)について
16			「東京都教育ビジョン」の報告
	7月28日	第 6 回全体会	中間のまとめ(報告)
		•	後半の審議の進め方について
年	9月13日	第3回起草委員会	社会教育行政と学校教育行政の連携のあり方について
		第4回起草委員会	答申(案)について
		第5回起草委員会	答申(案)について
			答申(案)について
	12月17日	第7回全体会	東京都教育モニターアンケートの結果についての報告
			東京都17年度重点事業についての報告
平	1月11日	第8回全体会	答申(案)について
成			
17	1月31日	第9回全体会	答申
年			

4 平成16年度第2回東京都教育モニターアンケート 集計結果

平成16年7月に報告された「東京都生涯学習審議会(中間のまとめ)」について、都民の皆様の御意見を伺い、以後の審議の参考にするために、東京都教育モニターの方々にアンケート調査を平成16年10月に実施しました。

その集計結果について、参考資料として掲載します。

今回のアンケートは、東京都教育委員会が平成16年7月に東京都生涯学習審議会より報告を受けた、「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方について」の「中間のまとめ」をテーマに実施しました。

集計結果は、東京都生涯学習審議会の議論及び、東京都教育委員会がこれから取り組むべき教育施策の在り方についての参考にさせていただきます。

- 1 アンケートの実施時期 平成16年10月
- 2 回答者数 99名中84名
- 3 回答率 84.8%

4 回答者属性

全体84名 100.0%

性別	人数	%
男性	3 2	38.1
女性	5 2	61.9

年齢層	人数	%
10代~20代	1 5	17.9
30代~40代	3 4	40.5
5 0 代 以上	3 5	41.7

(注)百分率(%)は小数点第2位を四捨五入して算出したため、合計が100.0%にならないものがある。

5 モニターへの配布資料

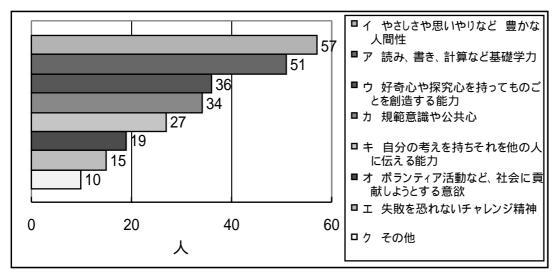
『子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について~教育施策の総合化・ 一体化を目指した「地域教育プラットフォーム」構想の提案~(中間のまとめ)』

集計結果

問1 子ども・若者の「次代を担う力」をはぐくむための教育施策についてお伺いします(本文5~6ページ)。

あなたが、「次代を担う」子ども・若者たちに身に付けてほしいと思うことは何ですか。次の中からあなたの考えに近いもの上位3つを選んでください。

ア	読み、書き、計算など基礎学力	5 1人
1	やさしさや思いやりなど豊かな人間性	5 7人
ウ	好奇心や探究心を持ってものごとを創造する能力	3 6人
エ	失敗を恐れないチャレンジ精神	15人
オ	ボランティア活動など、社会に貢献しようとする意欲	19人
カ	規範意識や公共心	3 4人
+	自分の考えを持ちそれを他の人に伝える能力	2 7人
ク	その他	10人



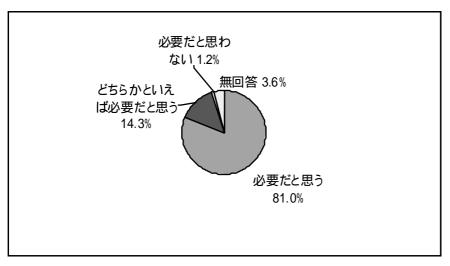
問2 問1で「ク その他」を選ばれた方は、具体的に書いてください。

- ・ 社会に参画していく力
- ・ 郷土愛、愛国心、地域の有形無形文化の伝承
- ・ 読書・活字にもっと触れることによる思考力・判断力・根気と努力
- ・ 違いを受け入れること。自分の考えを持つことと同時に、他の人種や他の宗教、肌の色や、 文化の違い、世の中には自分と違う様々な意見があることを受け入れる。
- モラルとルールを守ること。
- ・ 自分で目標を持ち、努力する姿勢
- ・ 国と国民を敬愛し、貢献しようとする意志
- ・ 自己の確立と多様な価値観の是認

問3 『中間のまとめ』では、これからの都教育委員会が実施する教育施策の方向性を、学校教育と 社会教育との連携・融合の視点に立った「学校・家庭・地域が協働するしくみづくり」を目指す こと、と提起しています(本文 7 ページ)。

「学校・家庭・地域が協働するしくみづくり」について、あなたは必要だと思いますか。次の中から当てはまるもの1つを選んでください。

ア	必要だと思う	6 8人(81.0%)
1	どちらかといえば必要だと思う	1 2人(14.3%)
ウ	どちらかといえば必要だと思わない	0人(0.0%)
エ	必要だと思わない	1人(1.2%)
オ	わからない	0人(0.0%)
無回答		3人(3.6%)



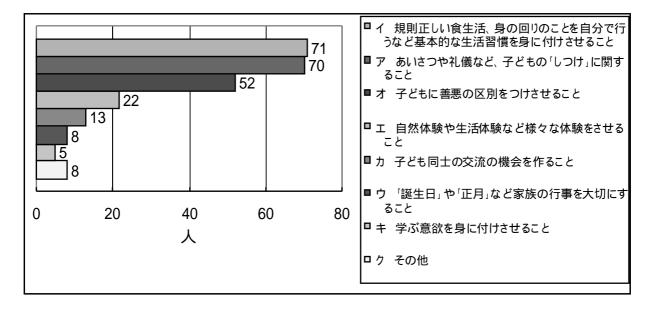
(注)百分率(%)は小数点第2位を四捨五入して算出したため、合計が100.0%にならないものがある。

『中間のまとめ』の第3章では、学校・家庭・地域(学校外)の役割分担を行いながら、学校・家庭・地域の教育力の再構築を目指した教育施策の在り方について提起しています(本文8~13ページ)。

そこで、家庭・学校・地域(学校外)の役割についてお伺いします。

問4 家庭教育の主な役割について、次の中からあなたの考えに近いもの上位3つを選んでください。

ア	あいさつや礼儀など、子どもの「しつけ」に関すること	70人
1	規則正しい食生活、身の回りのことを自分で行うなど基本的な生活習慣を	
Ē	身に付けさせること	7 1人
ウ	「誕生日」や「正月」など家族の行事を大切にすること	8人
エ	自然体験や生活体験など様々な体験をさせること	2 2 人
オ	子どもに善悪の区別をつけさせること	5 2人
カ	子ども同士の交流の機会を作ること	13人
+	学ぶ意欲を身に付けさせること	5人
ク	その他	8人

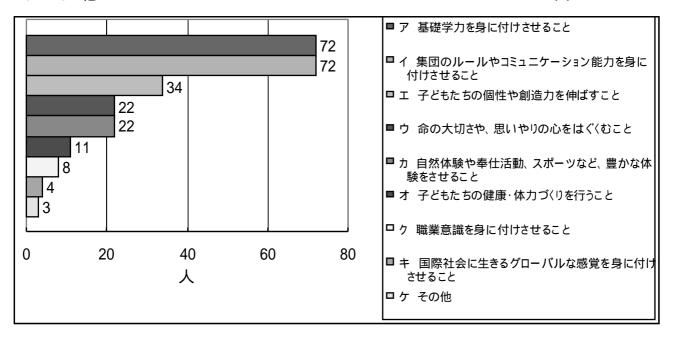


問5 問4で「ク その他」を選ばれた方は、具体的に書いてください。

- ・ 大人になったときの生活力を養うための情操教育・社会貢献・ある程度の勉学などを体得 させること。なぜ働かなければならないのか?なぜ弱者を助けなければならないのか?など
- ・かけがえのない自分、愛されているというということを肌で感じること。
- ・ 向上心と学ぶ環境にいることへの感謝と勉強の楽しさや、一生が勉強であること。
- ・ ただ「やりなさい」という教え方ではなく、「自分で進んで行う」という自立が必要である。 親離れ子離れができない社会だが、自分の意見を他人に伝え、自分を誇りに持ち、自分の行 動に責任を持つことを教えること。
- 思いやりの心を持つこと。

問6 学校教育の主な役割について、次の中からあなたの考えに近いもの上位3つを選んでください。

ア	基礎学力を身に付けさせること	7 2 人
1	集団のルールやコミュニケーション能力を身に付けさせること	7 2 人
ウ	命の大切さや、思いやりの心をはぐくむこと	2 2 人
エ	子どもたちの個性や創造力を伸ばすこと	3 4人
オ	子どもたちの健康・体力づくりを行うこと	11人
力	自然体験や奉仕活動、スポーツなど、豊かな体験をさせること	2 2 人
+	国際社会に生きるグローバルな感覚を身に付けさせること	4人
ク	職業意識を身に付けさせること	8人
ケ	その他	3人

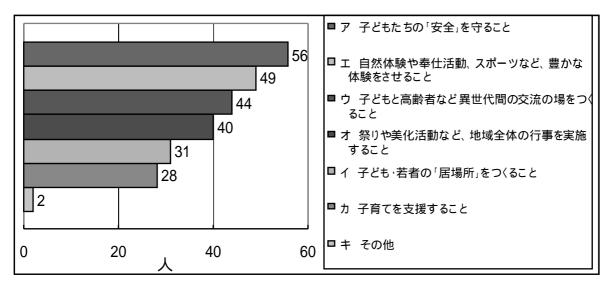


問7 問6で「ケ その他」を選ばれた方は、具体的に書いてください。

- 学ぶ意欲を身に付けさせること。
- ・ 国と国民を敬愛し、奉仕・貢献しようとする意志を身に付けさせること。

問8 地域(学校外)の主な役割について、次の中からあなたの考えに近いもの上位3つを選んでください。

ア	子どもたちの「安全」を守ること	5 6人
1	子ども・若者の「居場所」をつくること	3 1人
ウ	子どもと高齢者など異世代間の交流の場をつくること	4 4 人
エ	自然体験や奉仕活動、スポーツなど、豊かな体験をさせること	49人
オ	祭りや美化活動など、地域全体の行事を実施すること	40人
カ	子育てを支援すること	28人
+	その他	2人



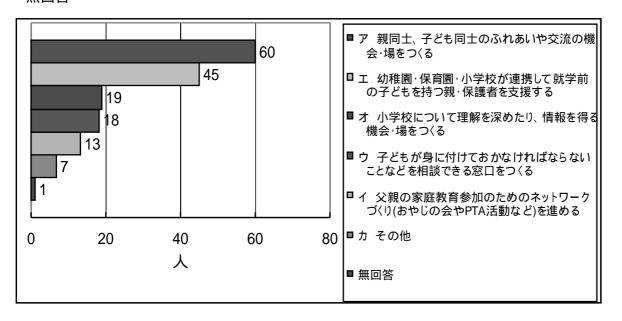
問9 問8で「キ その他」を選ばれた方は、具体的に書いてください。

- ・ 子どもが自由をはき違えないような導きが必要であり、各家庭でのコミュニケーションを もっと大事にするよう、親の意識改革を促すこと。
- ・ 家庭教育で不足する道徳教育を補完すること。

問 10 『中間のまとめ』では、「親が親としての力を身に付ける」ための家庭教育支援施策の考え方を示し、家庭教育力向上についての具体的事業を提起しています(本文 8 ~ 9、 1 6 ~ 1 8 ページ)。

就学前の子どもを持つ親・保護者は子どもの教育について大きな不安を持っていますが、すべての親たちが「自分は地域の人々に支えられながら子育てをしている」という実感を持つためには、どのような方策が必要だと思いますか。次の中からあなたの考えに近いもの上位2つを選んでください。

ア	親同士、子ども同士のふれあいや交流の機会・場をつくる	6 0人
1	父親の家庭教育参加のためのネットワークづくり(おやじの会や PTA 活動など)	
7	を進める	13人
ウ	子どもが身に付けておかなければならないことなどを相談できる窓口をつくる	18人
エ	幼稚園・保育園・小学校が連携して就学前の子どもを持つ親・保護者を支援する	45人
オ	小学校について理解を深めたり、情報を得る機会・場をつくる	19人
カ	その他	7人
無回	回答	1人



問11 問10で「カーその他」を選ばれた方は、具体的に書いてください。

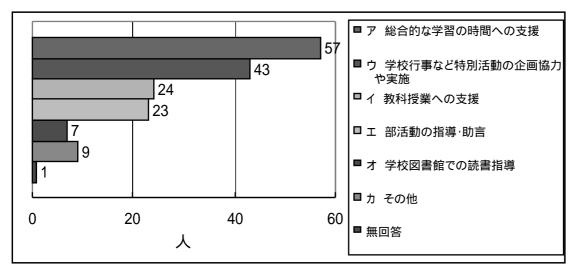
- ・ 働きながら子育てできる環境を整備すること。具体的には、企業の理解促進に努めること や、職場や最寄駅の近くの保育園や一時預かり施設の整備など
- 地域の人々が思いやりの心を持つようにする。
- ・ 子どもが身に付けておかなければならないことやしつけについて、親子で学ぶ機会をつく る。
- ・ 今までのような地域の概念は止め、目的を持った人たちが集まれるようにしたほうがよいのではないかと思う。

学校教育支援とは、学校教育の内容をより豊かにするため、地域や企業・大学・NPO等の外部の教育力(人材や資源)を活用し、学校の授業や行事等を支援することです。

『中間のまとめ』では、学校教育支援施策の考え方について提起しています(本文9~11ページ)。

問12 地域の人々や企業・大学・NPO等が、学校に支援・協力できることはどんなことがあるとお考えですか。次の中からあなたの考えに近いもの上位2つを選んでください。

無回答		1人
カ	その他	9人
オ	学校図書館での読書指導	7人
エ	部活動の指導・助言	2 3人
ウ	学校行事など特別活動の企画協力や実施	4 3 人
1	教科授業への支援	2 4人
ア	総合的な学習の時間への支援	5 7人

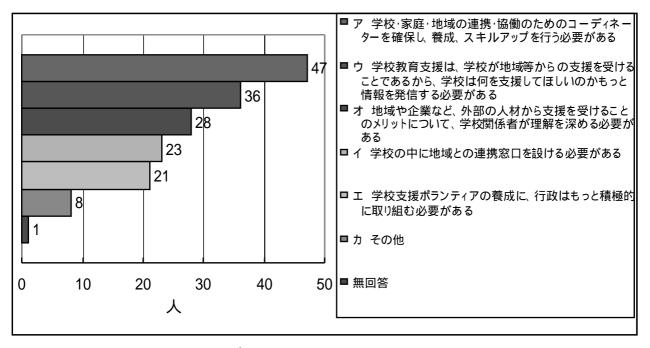


問13 問12で「カーその他」を選ばれた方は、具体的に書いてください。

- ・ 地域の人々や企業・大学・NPO等が学校運営そのものへ参画することで、民間の知恵を取り入れること。
- ・ 地域の人々や企業・大学・NPO 等が行っている社会活動について、児童・生徒に説明をしたり、児童・生徒が活動の体験をするなど
- ・ 大学や専門学校との交流学習や、企業でのインターンシップなど、自分の将来を考えるための実体験の場を提供する。
- ・ 障害児教育を中心とした、福祉的なかかわりを増やす。また、福祉と教育を一体化させた 交流の場の提供

問14 学校教育支援施策を進めていく上での課題は何ですか。次の中からあなたの考えに近いもの上位2つを選んでください。

ア 学校・家庭・地域の連携・協働のためのコーディネーターを確保し、養成、 スキルアップを行う必要がある 47人 イ 学校の中に地域との連携窓口を設ける必要がある 23人 ウ 学校教育支援は、学校が地域等からの支援を受けることであるから、学 校は何を支援してほしいのかもっと情報を発信する必要がある 36人 エ 学校支援ボランティアの養成に、行政はもっと積極的に取り組む必要が ある 21人 オ 地域や企業など、外部の人材から支援を受けることのメリットについて、 学校関係者が理解を深める必要がある 28人 カ その他 8人 無回答 1人



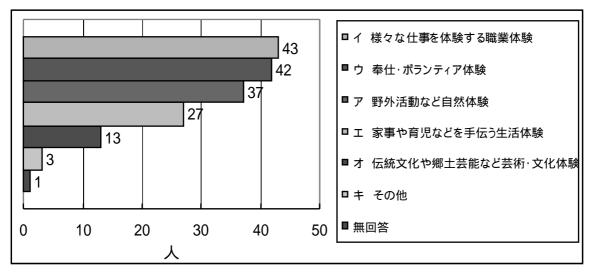
問15 問14で「カーその他」を選ばれた方は、具体的に書いてください。

- 学校の主体性、行動力、裁量権が発揮できる体制になっていないこと。
- ・ どのような教育が必要なのかは、地域によって環境や事情が異なるのに、行政主導で一律 に進めてしまうこと。
- ・ 外部の教育力を活用しようとすることで、教員の新たな負担が増え、学校教育本来の目的 の遂行を妨げてしまうこと。

問16 『中間のまとめ』では、「体験活動」など、地域(学校外)における子ども・若者に対する教育活動を、学校との連携の下に展開していくことを提起しています(本文12~13ページ)。

では、今日の子ども・若者にはどのような「体験活動」が必要だとお考えですか。次の中から あなたの考えに近いもの上位2つを選んでください。

ア	野外活動など自然体験	3 7人
1	様々な仕事を体験する職業体験	4 3人
ウ	奉仕・ボランティア体験	42人
エ	家事や育児などを手伝う生活体験	2 7人
オ	伝統文化や郷土芸能など芸術・文化体験	13人
カ	スポーツ体験	0人
+	その他	3人
無回答		1人



問17 問16で「キ その他」を選ばれた方は、具体的に書いてください。

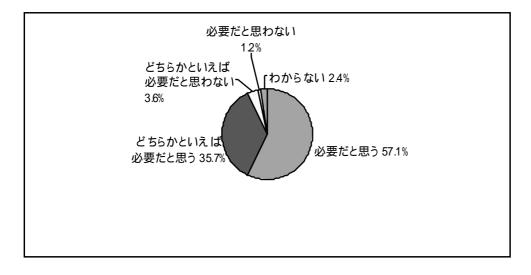
- ・ 地域内の方との継続的・日常的な交流
- ・ 国籍の違う人との交流、障害のある子との交流、お年寄りとの交流など、自分とは違う人たちとの交流体験
- ・ 今の子どもたちは、お年寄りや小さな子どもと接する機会があまりない。そこで、例えばお年寄りのお宅へお邪魔して家事を手伝う・お話をする、午前中の公園で小さな子どもの遊び 相手になる、などの活動を行うと良いのではないだろうか。子ども自身の体験になるだけではなく、お年寄りにとっても楽しみができるし、小さな子どもにとってもお兄さんやお姉さんと触れ合う機会ができる。双方にとって良い体験になると思う。

「子ども・学校支援委員会」(地域教育プラットフォーム)は、一定の地域(複数の中学校区が連携した区域)において、子ども・若者にかかわる学校を含めた多様な社会資源が、「学び」のネットワーク・「体験」のネットワーク・「こころ」のネットワークづくりを進めることを通じて、教育力の再構築を図ろうとするものです(本文19ページ~)。

「子ども・学校支援委員会」は、「学校のスリム化」を進め、学校・家庭・地域の教育力をバランスよく機能させるため、 地域、企業、大学などの外部資源を学校内外に導入し、 学校・家庭・地域のコーディネート活動を展開すること、などが想定されています(本文21ページ~)。

問18 「子ども・学校支援委員会」について、あなたは必要だと思いますか。次の中から当てはまる もの1つを選んでください。

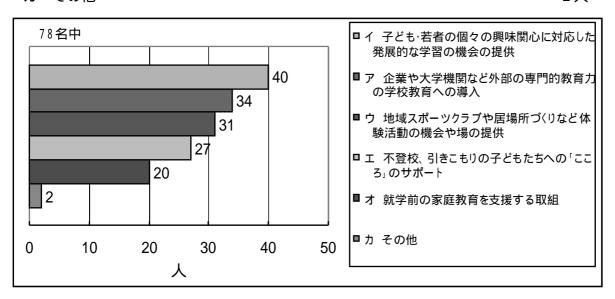
ア	必要だと思う(問 19 へ)	48人(57.1%)
1	どちらかといえば必要だと思う(問19へ)	3 0人(35.7%)
ウ	どちらかといえば必要だと思わない(問21へ)	3人(3.6%)
エ	必要だと思わない(問21へ)	1人(1.2%)
オ	わからない	2人(2.4%)



問19 問18で、「ア」、「イ」を選ばれた方にお伺いします。

「子ども・学校支援委員会」に求められる具体的な取組の中で、特に必要と思われるもの上位 2 つを選んでください。

ア	企業や大学機関など外部の専門的教育力の学校教育への導入	3 4人
1	子ども・若者の個々の興味関心に対応した発展的な学習の機会の提供	40人
ウ	地域スポーツクラブや居場所づくりなど体験活動の機会や場の提供	3 1人
エ	不登校、引きこもりの子どもたちへの「こころ」のサポート	2 7人
オ	就学前の家庭教育を支援する取組	20人
カ	その他	2 人



問20 問19で「カ その他」を選ばれた方は、具体的に書いてください。

その他の例

・ 学校以外での学び、ふれあいの場の創出

問21 問18で「ウ」「エ」を選ばれた方は、その理由をお書きください。

- ・ スリム化は週休2日制やその他のことでもう十分になされている。これからは労働力も減 り、親が職場に出なければいけない社会になるので、父母の負担ばかりを増やす方向に持っ ていくことには賛成できない。
- 安易に外部の力を頼るのではなく、まずは学校自身の教育力の向上に力を入れるべき

問22 今回の『中間のまとめ』について、御意見、御感想を自由にお書きください。

意見の例

【東京都生涯学習審議会「中間のまとめ」について】

- ・ 学校・社会・家庭の学校支援ネットワークの考え方は、今後の少子化社会のモデルになり 得るものと期待できる。
- ・ 問題点や施策内容は、充分に把握されコンセンサスも得られていると思う。要は、迅速か つ大胆に実行してほしい。
- ・ 子どもたちが地域に積極的に関与していく足場を作ることはすばらしい。夏休みや土日に 地域住民たちと一緒に行動したり、外部機関からの知恵を与えられることは大きな刺激にな ると考える。

現在、学校や地域が協力して行っていることを一歩進めて、行政も後押しし、地域ごとに専門委員会等を設置して、学校や地域の役割を推進していけるようになると更にすばらしいと思う。

- ・ おおまかな取組としては同感なところもあるが、「地域での協力 = 父母への負担」という図 式にならなければよい。
- ・ 現在、ニートと言われる学校にも行かず、また、働くこともしない若者が増加している現象を聞く。そうした若者が今後増えないよう、地域教育プラットフォーム事業を通じて、これまで以上に体験の場を与えることなどにより、子どもが自分の将来についての希望や方向性が見い出せるよう手助けをしていくことが大事だと思う。
- ・ 家庭や地域 (特に地域)の教育力を高めていくことは、21 世紀初頭の日本に生きる私たちの課題だと考えている。しかし、これまであまりにも長い間「学校に何でもお任せ」してしまったツケは、決して軽いものではない。今後、教育力のある地域 (コミュニティ)を育てていくには相当に長い時間がかかることを覚悟した上で、できる人ができることを少しずつ持ち寄るサービス精神の積み重ねが必要だ。その拠点として、「子ども・学校支援委員会」(地域教育プラットフォーム)の創出には期待がかかる。
- ・ 『中間のまとめ』は、これまでの取組への反省と、これから子どもたちの環境をどのよう に改善すべきかを積極的に提言してあり、とても評価できるものだ。また、行政がこのような 姿勢で取り組んでいることがわかり、とても安心した。

しかし、家庭や社会との連携を意識するあまり、もっとも重要な「絶対的な価値観」を学校教育の現場で子どもたちに繰り返し伝える、という観点がやや弱い気がする。家庭では基本的な生活習慣を身に付けるとともに両親や家族から価値観を教えられるが、学校という社会公共の場において、他人から価値観を教えられることもとても大切だと思う。

・ 『中間のまとめ』の内容はすべて大賛成だ。学校、家庭、地域が一体となって子ども・若者を育てていかなくては、日本の将来が期待できない。現在の教育はさまざまな問題が浮上しているが、それは何が原因なのかを追究し、大人たちは子ども・若者に責任を持って教育していかなくてはならない。昔は親が厳格で絶対服従であり、自由があまりなかったので早く大人になって独立したいと思う子ども・若者が多かったと思うが、今はあまりにも自由があり、楽に生きていけるので自立心が薄れているように思う。子どもは親の背中を見て育つと

いわれているが、今の親は果たして子どもたちのお手本となるような生き方をしているのだ ろうか?まず家庭教育が一番大切で次は学校、そして地域の協力だと思う。

- ・ 『中間のまとめ』は、大筋で妥当な内容と思う。実際には、建前と現実や理想・方針と実態の差があり、種々の困難も伴うと思うが、是非、実現・実行してほしい。やはり、行政主体として力のある都の機関による強力な支援・リーダーシップを望む。
- ・ 次代を担う子ども・若者を、学校・家庭・地域が協働で支えるという理念はすばらしいと 思う。これまでは、それぞれが個別に子ども・若者を教育・支援していた傾向があり、互い に踏み込めない領域であったように思う。
- 一般的に学校も、家庭や地域に対して閉鎖的な所が多い。残念ながら学校内でさえ、担任 するクラス外は無関心又は不可侵などの閉鎖性が見られる。教員の意識改革が必要である。
- ・ 地域・家庭・学校を結ぶプラットフォームを作る発想は共感できる。しかし、子ども・学校支援委員会の役割と実行項目については概括的な記述で、現実味に乏しい。都側は、委員会という枠組みだけ作って、後は投げ出しているようにも感じる。役割と実行項目を最終案では絞込み、実現できるレベルにしてほしい。
- ・ このような構想は、職住接近で地域の町内会が結束しているような地域では有効だと思われるが、その反面住宅中心の地域などでは、推進するのは容易ではないだろう。最近、住宅の都心回帰が進んでいるのは追い風であるが、教育の問題は単に教育庁だけの問題でなく、地域をつくるという面で都市整備局や建設局なども巻き込んだ推進が必要ではないかと思われる。
- ・ この施策は良いと思うが、対応を各自治体に任せるだけではなく、どうやって実行したらよいのか、実現することができるかなどを、具体的に対応していくべきだと思う。
- ・ 『中間のまとめ』のイメージはつかめたが、具体的に、どこのだれがどのように何をするのかが、いまひとつわからなかった。

また、「家庭教育支援」が、「要らぬお世話」をしたがる人へ「お墨付き」を与えないよう に、しっかりとした方向性と具体策を打ち出すべきだ。

- ・ 言葉が難しすぎる。プラットホームとは初めて聞く表現で、説明を読んでも何のことか理解ができなかった。新しい発想なので、もう少し理解しやすい表現ができないものか、と思った。
- ・ 「絵に描いた餅」にならないようにしてほしい。現在もいろいろな支援・教育・相談機関は存在するが、それらが上手く機能しているかは疑問である。人材育成の問題も踏まえ、既に存在する機関を見直すことも必要なのではないか。

【家庭教育力向上について】

・ 「地域教育プラットフォーム」構想で地域の力などを有効活用して、家庭教育力の向上を図っていくことは大変重要なことだと思うので賛成である。家庭にとって一番身近な学校を拠点にして、親が気軽に子どもの教育について相談できるような場や方法を設定して子育てについてアドバイスを与えたり、親同士が積極的に交流できるように検討することが必要だと思う。

- ・ これまで、「社会教育」「家庭教育」はおろそかにされてきたと思う。法に背く行為をする 少年・少女が話題になるときには,必ずのように学校や教員が悪者にされてきた。しかし、 社会が悪い、あるいは家庭のしつけがなされていない、という場合も多いのではないだろう か。
- 学校での生徒指導などは、家庭でするべきことを学校側に押し付けているようにも思う。

【学校外教育施策について】

・ 小学校で行われている「総合的な学習の時間」で、英語活動があるが、多い学校でも週に 1 時間だと聞く。学校で週に 1 時間触れたくらいの英語では、言葉の持つリズムやネイティブ の人に慣れることはできても話すことはできるようにならないと思う。そこで、学校の外でも 英語に触れたり、国籍の違う人たちと交流できる場を設けてほしい。多国籍の人たちと協力して一つの事をやり遂げる企画、キャンプや交流会などがあると良いと思う。

また、少子化・核家族化で子どもが他の子どもとうまくコミュニケーションを取る事が下手 になっている。乳幼児期から他の子どもとかかわりを持つ機会を多く持てるような企画が望ま れる。

【企業・大学・研究機関等と学校の連携について】

- ・ 我が家の子は養護学校に通っている。兄弟の中で自立していく意識は一番あるのだが、それは中学時代から将来を見据えて職業教育を受けてきたからだと思う。作業所実習、職場実習や職業の授業を通して、働くということ・自立すること・働くために必要な精神力を実体験することにより身に付けている。それに引きかえ他の兄弟は、職業体験はあるけれど、半日程度の実施なのでお客様状態である。実際に働くとか、将来のことに対して意識が希薄であり、自分の将来を決められないように感じる。もっと企業や地域と連携し、就職する・自立することを早いうちから意識させることが必要である。
- ・ もはや、昔のように学校と家庭の役割に線を引くことはできないと思う。公立学校と限らず、私立学校や専門学校、インターナショナルスクールなど、すべての教育機関と連携をとることも良いと思う。
- ・ 「学校と外部との連携」という仕組みを構築することも大事であるし、賛同もする。しかし、その主体となる子どもの意見や気持ちをどのように把握するのであろうか。現在の小中学校を見ると、その点に不安を感じる。仕組みを構築すると同時に、子どもの意見や気持ちを聞く体制を早急に作ってほしい。
- ・ 子ども・学校支援委員会構想は、良い案だと思う。今の学校や教員には負担がかかりすぎていて、やるべき事が十分にできない状態だと思う。いままで何でも学校に押し付けてきたが、それを軽減させるためにも、地域・社会や家庭と学校がつながりを持って協力し、役割分担ができるような仕組みが必要であろう。

特に、新しいものをつくるよりも、まずは既存の団体や活動(地域のサークルやクラブ、フリースクールなど)を支援することを中心にすると良いと思う。その上で、大学や企業の協力を得てはどうだろうか。

- ・ 企業・大学・NPO 等の力を学校に注ぐのはよいが、そういった団体のいない地域はどうするのか。恵まれた地区とそうでない地区ができるのではないか。全体を見渡せる都で調整が必要だと思う。
- ・ 企業・大学・NPO 等、外部の社会資源の情報を東京都でまとめ、各 PTA に送付してほしい。

【家庭・地域と学校の連携を支える人材の育成】

- ・ コーディネーターの確保や養成はとても重要であり、実践力のある人材の確保が必要だと 思った。
- ・ 地域との連携については、学校側でもまだ戸惑いがあると思う。そのような学校側の理解 を深め、学校が外部に求めるニーズは何かを明確にし、また、外部協力を希望する者が学校 にどう働きかければよいかなどを、わかりやすく示すことが必要である。このような、学校 と地域のコミュニケーションをつなぐ「つなぎ目」が今後の課題であると思う。
- ・ 私の住む地域でも高齢化が進み、定年後の生きがいを求めている人が多い。一方、登下校時の児童の安全についての報道が散見される。もっと老人パワーを活用すべきだと考えるのは、私一人ではないだろう。そうした老人パワーの結集にはコーディネーターが必要で、本『中間のまとめ』で述べられている仕組みづくりに大いに期待したい。
- ・ コーディネーターの役割が重要であるが、こんなにできる人がいるのか不安である。そこで私は、各小・中学校のコーディネーターに、専任あるいは担任をしていない教師や教頭が就くなら、地域と家庭を結ぶ窓口ができ、実現に近づくと考える。今の計画だと、クラス担任の仕事がさらに増えて、結局学校側に負担がかかるだろう。
- ・ 地域(エリア)を舞台に学校・家庭・地域の教育力を再構築するという『中間のまとめ』 の構想は、希望を持つことができる施策の方向だと思う。

問題は、実現に向けての仕組みづくりと優秀な人材をいかに確保し養成していくかにあると思う。人材を広く市民の中から募り、一般市民のパワーを加えてまちづくりにつなげる統合的な施策の端緒となればよいと思う。

【その他】

- ・ 学校教育の中で年間を通じてボランティア活動を実施し、必修科目として単位化してはどうか。
- ・ 「生涯学習の必要性と推進」については、十数年前から提起され、試行錯誤を繰り返しながら取り組まれてきたはずである。「都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進」 事項の審議と今回の『中間のまとめ』の内容は、かい離しているようでならない。もし、 『中間のまとめ』の内容どおりだとすると、この十数年間東京都は何をしてきたのか。一抹 の空虚感をおぼえる。
- ・ 教育は、「いかに夢や目標を与えるか」を原点に考えるべきだと思うが、『中間のまとめ』 はだれが責任を持ってそれを進めるかが明示されていないように思う。人間は「夢」や「目標」を強く持てれば、ハングリーな環境になくても一生懸命になるもので、知識詰め込みの 夢の持てない一括教育から、個々に対応して「夢」や「目標」を持たせ、フォローアップし

ていく教育がこれからは重要ではないかと思う。

・ 小・中・高等学校が中心になるのは良いが、幼児を持つ親が地域教育へ参加する機会も設ける必要がある。また、地域の大人を教育する必要もある。子どもを持つ親も、子どもを持たい大人も、地域教育に何らかのかかわりを持ちたいものである。